

# 愛莊町地域防災計画

## ( 資 料 編 )

平成 30 年 3 月作成  
令和 8 年 1 月改訂

**愛莊町防災会議**

## ■過去の改訂状況

令和元年 12 月改訂

令和 6 年 1 月改訂

令和 7 年 1 月改訂

# 資料編 目 次

## I 予防関係

1 危険区域等	
(1) 河川重要水防区域	1
(2) ため池重要水防箇所	2
(3) 土石流危険渓流	3
(4) 急傾斜地崩壊危険区域	3
(5) 急傾斜地崩壊危険箇所	3
(6) 山地災害危険地	4
(7) 林野面積	4
2 防護を要する施設	
(1) 危険物等取扱施設等の現況	5
(2) 不特定多数者の集まる施設	6
(3) 要配慮者施設	7
(4) 町内の文化財一覧	9
3 避難	
(1) 一時避難場所	13
(2) 指定避難所・指定緊急避難場所（福祉避難所を含む）	14
4 施設等の現況	
(1) 農業用水施設	15
(2) 水防関係施設	15
ア 量水標	15
イ 水防倉庫	16
(3) 運動公園等	16
5 その他	
(1) 協定書様式	18
ア 災害時応急措置の協力に関する協定書の様式（滋賀建設重機協同組合）	18
イ 災害時応急措置の協力に関する協定書の様式（滋賀県薬剤師会彦根支部）	20
ウ 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書の様式	23
(2) 調査書類	24
ア 災害危険箇所調書	24
イ 災害危険箇所調書記入要領	25

## Ⅱ 応急対策計画関係

1	活動体制	
(1)	町防災会議委員名簿	26
(2)	災害対策配備体制召集連絡表	27
(3)	職員動員・活動報告書	28
2	活動計画	
(1)	応援要請・指示命令書	29
(2)	滋賀県広域消防相互応援協定書	30
(3)	滋賀県下消防団広域相互応援協定書	33
(4)	滋賀県防災ヘリコプター支援協定	36
3	活動資機材	
(1)	水防倉庫の整備基準	39
(2)	林野火災対策用資機材	40
ア	林野火災対策用空中消火資機材借受申請書（様式1号）	40
イ	林野火災対策用空中消火資機材貸付決定通知書（様式2号）	41
ウ	林野火災対策用空中消火資機材使用報告書（様式3号）	42
4	情報・記録	
(1)	情報	43
ア	気象予警報等（警報・注意報発表基準一覧表）	43
イ	緊急警報放送の放送要請書	44
(2)	記録	46
ア	本部情報処理票	46
5	避難	
(1)	避難所収容者名簿（様式1号）	47
(2)	避難所開設日誌（様式2号）	48
(3)	避難所物品出納簿（様式3号）	49
(4)	り災者救助明細書（様式4号）	50
(5)	広報文例	51
6	災害救助法による救助等	

(1) 災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度について-----	54
(2) 救助日報 -----	58
(3) 救助用物資関係 -----	59
ア 救助用物資引継書（様式1号） -----	59
イ 救助用物資割当台帳（様式2号） -----	60
ウ 救助用物資給貸与券（様式3号） -----	61
エ 救助用物資受払簿（様式4号） -----	62
(4) 災害義援金品関係 -----	63
ア 義援金品搬出者名簿（様式1号） -----	63
イ 義援金品引継書（様式2号） -----	64
ウ 義援金品受領書（様式3号） -----	65
エ 現金出納簿（様式4号） -----	66
オ 義援金受払簿（様式5号） -----	67
7 食料	
(1) 申請書-----	68
ア 災害応急用米穀申請書（様式1号） -----	68
イ 応急食糧緊急引渡申請書（様式2号） -----	69
8 輸送	
(1) 緊急輸送車両確認申請書（様式1号） -----	70
(2) 緊急輸送車両確認証明書（様式2号） -----	71
(3) 緊急輸送車両確認標章（様式3号） -----	71

## Ⅲ 報告等関係

1	災害の定義（被害即報基準）	72
2	災害即報事項例示	73
3	被害程度の判定基準	75
4	被災者台帳	78
5	り災証明書	79
6	仮り災証明書	83
7	被害発生即報（様式1～6号）	81
(1)	様式1号「各種被害発生即報」	82
(2)	様式2号「火災」（県第1号様式）	83
(3)	様式3号「特定の事故」（県第2号様式）	84
(4)	様式4号「救急・救助事故」（県第3号様式）	85
(5)	様式5号「災害概況即報」（県第4号様式その1）	86
(6)	様式6号「被害状況即報」（県第4号様式その2）	87
8	被害発生即報（様式7～9号）	89
(1)	様式7号「人、建物等の被害」	89
(2)	様式8号「道路、河川等の被害」	90
(3)	様式9号（県様式）「農業関係被害等」	91
9	災害確定報告（様式10～17号）	92
(1)	様式10号「災害確定報告」（県第1号様式）	92
(2)	様式11号「被害状況総括報告」	94
(3)	様式12号「世帯構成員別被害状況報告書」	100
(4)	様式13号「水道事故報告書」	101
(5)	様式14号「学校給食用物資被害報告」	102
(6)	様式15号「町有財産被害集計表」	103
(7)	様式16号「町有財産被害状況報告書」	105
(8)	様式17号「農林関係被害状況報告書」	107
10	防疫関係	
(1)	災害状況報告書（様式1号）	108
(2)	防疫活動実施状況報告書（様式2号）	109

## IV 参考

1	愛荘町防災会議条例	110
2	愛荘町災害対策本部条例	112
3	愛荘町水防協議会条例	113
4	愛荘町防災行政無線施設条例	115
5	愛荘町災害による被災者に対する町税の減免に関する条例	117
6	愛荘町災害弔慰金の支給等に関する条例	119
7	愛荘町消防団条例	123
8	東近江行政組合格約	126
9	愛知郡行政組合格約	132
10	湖東広域衛生管理組合格約	135
11	地先の安全度マップ（浸水深図）	139
12	愛荘町の災害相互応援協定	143
13	災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（例）	147

# I 予防関係

## 1 危険区域等

### (1) 河川重要水防区域

#### 県管理区間（指定区間）重要水防区域

河川名 (番号)	左 右 岸	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域		対策水 防工法
		区域 上流端～下流端	延長 m	区域 上流端～下流端	延長 m	区域 上流端～下流端	延長 m	
愛知川 (122)	右岸	東近江市境～彦根市境 右岸 5,000m	5,000	同左	5,000	同左	5,000	木流し工
不飲川 (123)	左 右 岸	県道湖東彦根線～彦根 市境界 両岸 4,800m	9,600	同左	9,600			
宇曾川 (125)	左岸	東近江市境～彦根市境 左岸 6,000m	6,000	東近江市境～安壺川合 流 左岸 3,700m	3,700			
	右岸	上宇曾川橋～豊郷町境 界 右岸 4,900m	4,900	同左	4,900			
岩倉川 (127)	左 右 岸	大谷川合流点～豊郷町 境 両岸 4,300m	8,600	同左	8,600			
南川 (128)	左岸	豊郷町境～岩倉川合流 点 右岸 1,700m	1,700					
	右岸	甲良町境～岩倉川合流 点 左岸 700m	700					
新愛知川 (129)	左 右 岸	起点～宇曾川合流点 両岸 2,200m	4,400					
安壺川 (131)	左岸	東近江市境～豊郷町境 左岸 4,650m	4,650	矢守橋上流 200m～矢守 橋下流 250m 両岸 450m	900			
	右岸	東近江市境～豊郷町境 右岸 4,550m	4,550					
南川 (132)	左 右 岸	東近江市境～宇曾川合 流点 両岸 2,400m	4,800	宇曾川合流点上流 700m ～宇曾川合流点 左岸 700m	700			
五の谷川 (133)	左 右 岸	東近江市境～南川合流 点 両岸 650m	1,300					

(2) ため池重要水防箇所

番号	ため池名	位置	管理者	受益面積 (ha)	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m <sup>3</sup> )	経過年数	危険箇所および状態	指定区分
733	北岡上溜	竹原	竹原区長	9.1	5.1	29.0	5,400	不明	堤体老朽	B
-	北岡下溜	竹原	竹原区長	9.1	4.0	36.0	7,500	不明	堤体漏水	B
734	雨堤溜	竹原	竹原区長	8.6	3.2	38.0	2,500	不明	堤体老朽	A
735	生ヶ谷溜	松尾寺北	個人	5.1	3.4	43.0	2,670	不明	堤体老朽	A
736	末谷溜	松尾寺北	松尾寺北区長	1.0	2.5	35.0	700	不明	堤体老朽	A
737	蚊野溜	蚊野	蚊野区長	-	2.7	180.0	5,000	不明	-	C
738	上ノ川上溜	竹原	竹原区長	6.8	3.2	25.0	700	不明	堤体老朽	A
739	上ノ川下溜	竹原	竹原区長	0.7	3.5	35.0	1,600	不明	堤体老朽	A
740	大谷堤	常安寺	常安寺区長	7.4	3.7	41.0	2,200	不明	堤体老朽	A
741	円城寺溜	常安寺	円城寺区長	134.0	2.9	187.0	42,000	不明	-	C
参考 上記以外の県平成17年度ため池緊急点検対象ため池										
-	へル溜	松尾北	-	-	-	-	-	-	-	-
-	岡寺溜	松尾北	-	-	-	-	-	-	-	-
-	常安寺溜	岩倉	-	-	-	-	-	-	-	-

指定区分内容 A…特に重要なもの  
 B…重要なもの  
 C…要水防箇所

## (3) 土石流危険渓流：7箇所（箇所区分Ⅲ以外）

渓流番号	河川名	渓流名	渓流所在地	砂防指定地
1423001	岩倉川	岩倉川支流	岩倉	
1423002	岩倉川	岩倉川支流	松尾寺	
1423003	岩倉川	堂の前谷	斧磨	有
1423004	岩倉川	北東谷・東谷	斧磨	有
1423005	岩倉川	横谷川	斧磨	有
1423006	岩倉川	寺川	松尾寺	有
1423007	岩倉川	南谷川	松尾寺	有

## (4) 急傾斜地崩壊危険区域：5箇所

番号	区域名	所在地	指定面積(ha)	備考
281	松尾寺	松尾寺字大橋8番 外	0.2800	第41次(H2.12.5)指定
324	斧磨	斧磨字堂ノ前283番 外	0.2700	第47次(H6.3.31)指定
356	岩倉	岩倉字軽野613番3 外	0.1500	第55次(H8.4.1)指定
478	松尾寺	松尾寺字大橋53番 外	0.1700	第115次(H19.11.12)指定
492	松尾寺(北工区)	松尾寺字南谷2番5 外	0.1500	第127次(H21.7.13)指定

## (5) 急傾斜地崩壊危険箇所：7箇所

斜面区分	箇所番号	箇所名	位置	地形			人家戸数	他事業の区域指定
				傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
自然	5032	岩倉①	岩倉	38	110	35	11	
自然	5034	松尾寺①	松尾寺	40	160	10	5	砂(一)
自然	5512	斧磨①	斧磨	38	90	15	5	
自然	5738	斧磨③	斧磨	35	120	30	5	砂(一),保(全)
自然	5739	岩倉②	岩倉	38	340	35		
自然	5741	松尾寺③	松尾寺	37	60	20		砂(全),保(全)
自然	5742	松尾寺④	松尾寺	35	120	100		砂(全),保(全)

(6) 山地災害危険地

ア 山腹崩壊危険地：9箇所

箇所番号	地区名	所在地	保全対策
425-004	堂の前東谷	愛荘町斧磨	人家 30 戸、公共施設
425-001	中の谷南谷	愛荘町松尾寺	人家 5 戸、公共施設
425-002	薬師谷	愛荘町松尾寺	人家 5 戸
425-008	金台山	愛荘町岩倉	人家 25 戸、道路
425-009	水無	愛荘町岩倉	道路
425-005	斧磨	愛荘町斧磨	人家 30 戸、公共施設、道路
425-003	金剛輪寺	愛荘町松尾寺	人家 5 戸、道路
425-006	黒岩	愛荘町斧磨	人家 30 戸、公共施設、道路
425-007	斧磨（向山）	愛荘町斧磨	人家 30 戸、公共施設、道路

イ 崩壊土砂流出危険地：15箇所

箇所番号	地区名	所在地	保全対策
425-001	秦川山①	愛荘町松尾寺	公共施設、道路
425-002	秦川山②	愛荘町松尾寺	道路、公共施設
425-003	秦川山③	愛荘町松尾寺	道路、公共施設
425-004	秦川山④	愛荘町松尾寺	道路、公共施設
425-005	秦川山⑤	愛荘町松尾寺	道路、公共施設
425-006	慶乗寺	愛荘町松尾寺	道路
425-010	向山	愛荘町斧磨	人家 40 戸、公共施設、道路
425-011	東平	愛荘町岩倉	人家 25 戸、公共施設、道路
425-012	薬師谷	愛荘町竹原	人家 35 戸、公共施設、道路
425-007	コゴメ谷	愛荘町松尾寺	道路
425-008	コスモモ谷	愛荘町松尾寺	道路
425-009	桃ノ木谷	愛荘町松尾寺	道路
425-013	北岡	愛荘町竹原	人家 35 戸、公共施設、道路
425-014	チョシヤリ谷	愛荘町松尾寺	道路
425-015	オオモモ谷	愛荘町松尾寺	道路

(7) 林野面積

(単位：ha)

総数	人工林		天然林		竹林	無立木地		更新困難地	備考
	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹		伐採跡地	未立木地		
924	462	5	297	134	19	—	4	4	湖北地区森林計画 および滋賀県森林 ・林業統計要覧

## 2 防護を要する施設

### (1) 危険物等取扱施設等の現況

(東近江行政組合消防本部管内)

市町	製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所					合 計
		屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タン ク 貯 蔵 所	屋 内 タン ク 貯 蔵 所	地 下 タン ク 貯 蔵 所	簡 易 タン ク 貯 蔵 所	移 動 タン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	第 1 種 販 売 取 扱	第 2 種 販 売 取 扱	一 般 取 扱 所	小 計	
近江八幡市		41	29	2	62	2	20	7	163	30		1	41	72	235
東近江市	13	124	61	4	99	2	51	12	353	60	1		67	128	494
日野町	9	48	47	1	43		13	10	162	15			29	44	215
竜王町		29	13	1	29	1	19	1	93	17			46	63	156
愛荘町		31	13		13	1	22	3	83	21			21	42	125
合計	22	273	163	8	246	6	125	33	854	143	1	1	204	349	1,225

消防署	製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所					合 計
		屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タン ク 貯 蔵 所	屋 内 タン ク 貯 蔵 所	地 下 タン ク 貯 蔵 所	簡 易 タン ク 貯 蔵 所	移 動 タン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	第 1 種 販 売 取 扱	第 2 種 販 売 取 扱	一 般 取 扱 所	小 計	
近江八幡 消防署		70	42	3	91	3	39	8	256	47		1	87	135	391
八日市 消防署	4	59	23	1	40		10	3	136	25			26	51	191
日野消 防署	10	62	48	2	51		16	10	189	20			30	50	249
能登川 消防署	7	27	31	2	29	1	36	6	132	16			25	41	180
愛知 消防署	1	55	19		35	2	24	6	141	35	1		36	72	214
合計	22	273	163	8	246	6	125	33	854	143	1	1	204	349	1,225

(2) 不特定多数者の集まる施設（延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上）

施設名	所在地	主要用途	延べ面積 (m <sup>2</sup> )
愛荘町歴史文化博物館	松尾寺878番地	博物館	1,030.75
セカンドストリート愛知川店	愛知川333番地3	店舗	1,038.59
コメリH&G 秦荘店	東出488番地	物品販売店舗	1,179.66
ダイナム 滋賀愛知川店	長野24番地	遊技場	1,394.84
福祉センターラポール秦荘 いきいきセンター	安孫子1216番地1	福祉施設	1,682.69
愛荘町スポーツセンター 秦荘体育館	軽野100番地	体育館	1,686.48
福祉センター愛の郷	市731番地	福祉センター	1,702.70
愛知川公民館・町民センター	愛知川13番地2	集会所	2,152.22
㈱平和堂 フレンドマート秦荘店	東出490番地2	店舗	2,155.35
トヨタカローラ滋賀㈱ 愛知川営業所	長野303番地	店舗修理工場	2,263.41
秦荘福祉センター はつらつドーム	蚊野2966番地1	運動施設	2,271.55
エチボウル	長野231番地	遊戯場	2,604.98
ラポール秦荘けんこうプール	蚊野2978番地1	スポーツ施設	3,121.10
ゆうがくの郷	市1673番地	図書館	3,323.58
特別養護老人ホーム やまびこ	安孫子1235番地	福祉施設	4,444.01
コメリパワー 愛知川店	豊満1265番地	物品販売店舗	5,390.98
ハーティーセンター秦荘	安孫子822番地	公会堂、図書館	5,523.03
㈱平和堂 愛知川店	愛知川58番地	物品販売店舗	13,204.29
湖東三山館あいしょう	松尾寺1395番地1	店舗	
ゆめまちテラスえち	愛知川32番地2	公会堂	
中山道愛知川宿街道交流館	愛知川38番地2	店舗	
株式会社カネナカ	長野306	店舗、倉庫	1308.16
虹のホールやわらぎ愛荘	島川245	農協、葬儀場	1416.5
ドラッグコスモス愛知川店	豊満1259番	物品販売店舗	1981.38
クスリのアオキ秦荘店	安孫子243番地	物品販売店舗	1536.41
ラ・ムー愛荘店	長野312番地3	物品販売店舗	2256.66

## (3) 要配慮者利用施設

No.	施設名	住所	電話番号	浸水想定区域内外の別
1	ふれあい共同作業所	愛知川 1749 番地 1	0749-42-2264	区域内
2	つくし保育園	川原 680 番地	0749-42-5475	区域内
3	秦荘幼稚園	安孫子 1210 番地 1	0749-37-3696	区域内
4	愛知川幼稚園	市 1736 番地	0749-42-2110	区域内
5	ゆたか保育園	東円堂 1530 番地	0749-42-5323	区域内
6	愛知川保育園	愛知川 1558 番地	0749-42-6370	区域内
7	秦川保育園	蚊野 2560 番地	0749-37-3582	—
8	秦川愛児園	目加田 628 番地 2	0749-37-2037	—
9	八木荘保育園	島川 483 番地	0749-42-5082	区域内
10	愛知川東小学校区学童保育所 (い〜すとキッズ)	豊満 573 番地	0749-42-7223	区域内
11	愛知川小学校区学童保育所 (えちっ子クラブ)	杓掛 480 番地	0749-42-6469	区域内
12	秦荘西小学校区学童保育所 (秦西ジュニア)	島川 1162 番地	0749-47-5990	区域内
13	秦荘東小学校区学童保育所 (スマイルキッズ)	東出 25 番地	0749-20-2101	—
14	秦荘コスモス共同作業所	常安寺 433 番地 1	0749-37-4033	区域内
15	福祉センターラポール秦荘 いきいきセンター	安孫子 1216 番地 1	0749-37-8063	—
16	あすなる福祉会セルフはたしょう	軽野甲 654 番地	0749-37-4375	—
17	特別養護老人ホームやまびこ	安孫子 1235 番地	0749-37-8532	—
18	グループホームすずらんの家	岩倉 754 番地 2	0749-37-4080	区域内
19	直心庵 (グループホーム)	竹原 856 番地 1	0749-37-3254	—
20	愛犬つくし教室	竹原 528 番地	0749-37-4611	—
21	第 2 コスモスホーム	軽野 342 番地	0749-37-4375	—
22	ゆめ (グループホーム)	軽野 369 番地	0749-37-2476	—
23	デイサービスセンター愛ユー	石橋 905 番地	0749-42-7158	区域内
24	コレジオ サンタナ	長野 2094 番地 16	0749-42-6596	区域内
25	愛荘ゆらぎあんどん	島川 1321 番地	0749-42-6006	区域内
26	グループホーム きずな	長野 2380 番地 11	0749-42-8300	区域内
27	ハーモニーハウス愛荘	豊満 1291 番地 1	0749-49-5225	区域内
28	じょいふるあいしょう (こんぺいとう)	愛知川 808 番地	0749-20-2130	区域内
29	デイサービスセンターいしころ民家	市 1349 番地 1	0749-29-5677	区域内
30	特別養護老人ホーム ハッピーライフゆりの郷	市 1509 番地	0749-49-5125	区域内
31	特別養護老人ホーム 長野の里	長野 1499 番地	0749-47-3200	区域内
32	オリーブ	愛知川 1633 番地 1	0749-20-2523	区域内
33	MK 工房	栗田 328 番地 3	0749-20-4743	
34	放課後等デイサービス スマイルキッズ	中宿 42 番地	0749-49-3634	区域内

No.	施設名	住所	電話番号	浸水想定区域内外の別
35	かーむ	川原 702 番地 1	0749-42-8010	区域内
36	石川医院	蚊野 1882 番地	0749-37-2007	—
37	北村医院	蚊野 1732 番地	0749-37-2008	—
38	上林医院	目加田 882 番地	0749-37-2003	区域内
39	世一クリニック	中宿 31 番地 3	0749-42-7506	区域内
40	野口小児科	杓掛 388 番地	0749-42-3050	区域内
41	中川クリニック	杓掛 382 番地	0749-42-2225	区域内
42	矢部医院	愛知川 1332 番地 1	0749-42-2167	区域内
43	成宮クリニック	市 917 番地 7	0749-42-2620	区域内
44	塚本歯科医院	豊満 1292 番地 3	0749-42-5712	区域内
45	秦荘歯科診療所	安孫子 1346 番地	0749-37-4488	—
46	宮川歯科医院	杓掛 799 番地	0749-42-6848	区域内
47	ふれあい歯科医院	長野 2043 番地 7	0749-49-5757	区域内
48	北村歯科医院	蚊野 1731 番地	0749-37-2378	—
49	曾我歯科	市 715 番地 1	0749-42-5807	区域内
50	中村歯科医院	市 818 番地	0749-42-5851	区域内
51	愛荘町小学校区学童保育所 (やすらぎ)	愛知川 1749 番地 1	0749-42-7039	区域内
52	スポーツ学童保育所	蚊野 2978 番地 1	0749-37-3313	—
53	スマイルエンジニア	平居 877 番地 1		区域内
54	グループホームあいしょう	安孫子 229 番地 1		—

(4) 町内の文化財一覧

1 国指定文化財

種別	名称	員数	所在地	時期	指定年月日
建造物 (国宝)	金剛輪寺本堂	1 棟	松尾寺、金剛輪寺	室町前期	明治 31 年 12 月 28 日
建造物	豊満神社四脚門	1 棟	豊満、豊満神社	鎌倉後期	明治 35 年 4 月 17 日
	大行社本殿	1 棟	松尾寺、大行社	室町前期	明治 44 年 4 月 17 日
	金剛輪寺二天門	1 棟	松尾寺、金剛輪寺	室町後期	昭和 36 年 3 月 23 日
	金剛輪寺三重塔	1 基	同上	室町前期	昭和 47 年 5 月 15 日
彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	松尾寺、金剛輪寺	鎌倉前期	大正 10 年 4 月 30 日
	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	同上	平安	大正 10 年 4 月 30 日
	木造十一面観音立像	1 軀	同上	平安	大正 10 年 4 月 30 日
	木造不動明王立像 ・毘沙門天立像	2 軀	同上	鎌倉前期	大正 10 年 4 月 30 日
	木造四天王立像	4 軀	同上	鎌倉前期	大正 10 年 4 月 30 日
	木造慈恵大師坐像	1 軀	同上	鎌倉後期	大正 10 年 4 月 30 日
	同上	1 軀	東京国立博物館勸告	鎌倉後期	大正 10 年 4 月 30 日
	木造不動明王二童子像	3 軀	松尾寺、常照庵	鎌倉	大正 10 年 4 月 30 日
	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	同上	平安	大正 10 年 8 月 8 日
	木造大黒天半跏像	1 軀	松尾寺、明壽院	平安	大正 10 年 4 月 30 日
	木造聖観音立像 木造地藏菩薩立像	2 軀	岩倉、仏心寺	鎌倉前期	大正 10 年 8 月 8 日 (平成 17 年 6 月 9 日追加)
工芸品	銅磬	1 面	県立琵琶湖文化館寄託	鎌倉	大正 14 年 4 月 24 日
	金銅透彫華鬘	3 枚	松尾寺、金剛輪寺 1 枚、東京国立博物館寄託 1 枚、 県立琵琶湖文化館寄託 1 枚	鎌倉	平成 20 年 7 月 10 日
名勝	金剛輪寺明壽院庭園	7,301 m <sup>2</sup>	松尾寺、明壽院	江戸	平成 2 年 8 月 4 日

## 2 県指定文化財

種別	名称	員数	所在地	時期	指定年月日
建造物	八幡神社本殿	1 棟	愛知川、八幡神社	江戸中期	平成 7 年 3 月 31 日
彫刻	木造聖観音立像	1 軀	松尾寺、金剛輪寺	平安	平成 2 年 3 月 31 日
	木造十二神将像	12 軀	松尾寺、金剛輪寺	鎌倉中期から後期	平成 29 年 3 月 23 日
工芸品	梵鐘	1 口	愛荘町立歴史文化博物館寄託	鎌倉後期	昭和 34 年 2 月 10 日
書籍・典籍・古文書	大般若波羅蜜多經 (源敦経発願経)	129 卷 9 帖	松尾寺、金剛輪寺	平安後期	平成 18 年 3 月 17 日
	観音玄義科	1 卷	松尾寺、金剛輪寺	鎌倉	平成 20 年 7 月 23 日
	金剛輪寺下倉米銭下用帳	103 紙	愛荘町立歴史文化博物館寄託	室町後期から末期	平成 26 年 1 月 17 日
史跡	上蚊野古墳群	9,437 m <sup>2</sup>	上蚊野	古墳後期	平成 13 年 3 月 19 日

## 3 町指定文化財

種別	名称	員数	所在地	時期	指定年月日
絵画	紙本著色矢取地藏縁起絵巻	1 巻	愛荘町立歴史文化博物館寄託	室町	平成 20 年 3 月 21 日
建造物	金剛輪寺宝塔	1 基	松尾寺、金剛輪寺	鎌倉	平成 11 年 12 月 24 日
	軽野神社本殿	1 棟	岩倉、軽野神社	江戸中期	平成 15 年 7 月 10 日
	軽野神社本殿	1 棟	蚊野、軽野神社	江戸中期	平成 15 年 7 月 10 日
	旧愛知郡役所	1 棟	愛知川	大正	平成 28 年 4 月 14 日
彫刻	木造獅子狛犬	1 対	愛荘町立歴史文化博物館寄託	南北朝	平成 11 年 12 月 24 日
	木造薬師如来坐像	1 軀	島川、薬師堂	室町中期	平成 11 年 12 月 24 日
	木造獅子狛犬	1 対	松尾寺、金剛輪寺	鎌倉	平成 20 年 3 月 21 日
	木造聖観音立像 附像内納入品	1 軀	畑田、廣照寺	鎌倉	平成 20 年 3 月 21 日
	木造不動明王立像	1 軀	松尾寺、金剛輪寺	平安後期	平成 24 年 3 月 9 日
	木造聖観音立像	1 軀	松尾寺、金剛輪寺	平安	平成 24 年 3 月 9 日
	木造毘沙門天立像	1 軀	松尾寺、金剛輪寺	平安後期	平成 24 年 3 月 9 日
	木造地藏菩薩坐像	1 軀	松尾寺、金剛輪寺	鎌倉後期	平成 24 年 3 月 9 日
工芸品	銅造千手観音像鏡像	1 面	愛荘町立歴史文化博物館寄託	平安後期	平成 11 年 12 月 24 日
	漆塗太鼓形酒筒	1 口	松尾寺、金剛輪寺	室町	平成 24 年 3 月 9 日
美術工芸品	金銅瓶鎮柄香炉	1 柄	愛荘町立歴史文化博物館寄託	平安後期	平成 15 年 7 月 10 日

有形 民俗	紙本著色熊野観心十界 曼荼羅図	1 幅	愛知川、寶満寺	江戸	平成 20 年 3 月 21 日
	豊満神社への道標	1 基	杓掛	江戸	平成 27 年 1 月 26 日
史跡	目賀田城跡	1,818 m <sup>2</sup>	目加田	室町後期	平成 15 年 7 月 10 日
古文書	壬申地券地引絵図 (地券取調総絵図)	40 舗	愛荘町立歴史文 化博物館保管	明治初期	平成 24 年 3 月 9 日
歴史 資料	愛智河架橋絵巻	1 巻	愛荘町立歴史文 化博物館	江戸	平成 27 年 1 月 26 日
	『近江愛智郡志』写真 ガラス原板	393 枚	愛荘町立歴史文 化博物館	昭和	平成 30 年 2 月 27 日

#### 4 国登録文化財

種別	名称	員数	所在地	時期	登録年月日
建造物	竹平楼御在所	1 件	愛知川、竹平楼	明治 11 年	平成 12 年 12 月 20 日
	竹平楼広間	1 件	愛知川、竹平楼	明治 44 年	平成 12 年 12 月 20 日
	藤居本家住宅主屋	1 件	長野、藤居本家	大正 5 年 頃	平成 12 年 12 月 20 日
	藤居本家住宅書院	1 件	長野、藤居本家	大正 5 年 頃	平成 12 年 12 月 20 日
	宇曾川流路工	196m	松尾寺	大正元年	平成 13 年 10 月 29 日
	近江鉄道愛知川橋梁	1 件	東近江市、愛荘 町	明治 31 年	平成 20 年 10 月 23 日
	西澤家住宅洋館 (旧伊藤製材所社屋)	1 件	市	昭和前期 /平成 3 年移築 改修	平成 20 年 10 月 23 日
	旧田中家住宅 (近江商人亭)主屋	1 件	中宿	大正 8 年	平成 20 年 10 月 23 日
	旧田中家住宅 (近江商人亭)大広間	1 件	中宿	大正 8 年 頃	平成 20 年 10 月 23 日
	旧田中家住宅 (近江商人亭)茶室	1 件	中宿	大正 8 年 頃	平成 20 年 10 月 23 日
	旧田中家住宅 (近江商人亭)南土蔵	1 件	中宿	明治 25 年	平成 20 年 10 月 23 日
	旧田中家住宅 (近江商人亭)北土蔵	1 件	中宿	大正 8 年 頃	平成 20 年 10 月 23 日
	藤居本家東蔵仕込蔵	1 件	長野	大正 12 年 頃	平成 20 年 10 月 23 日
	藤居本家東蔵清酒蔵	1 件	長野	大正 12 年 頃	平成 20 年 10 月 23 日
	藤居本家東蔵試験室お よび受検室	1 件	長野	大正 12 年 頃	平成 20 年 10 月 23 日
	藤居本家東蔵煙突	1 件	長野	大正 12 年 頃 /昭和前期改修	平成 20 年 10 月 23 日
	蔵元丸中醤油店舗	1 件	東出	明治前期	平成 20 年 10 月 23 日
	蔵元丸中醤油大蔵	1 件	東出	江戸後期	平成 20 年 10 月 23 日
	蔵元丸中醤油前醸造蔵	1 件	東出	明治前期	平成 20 年 10 月 23 日

	蔵元丸中醤油奥醸造蔵	1 件	東出	明治中期	平成 20 年 10 月 23 日
	旧近江銀行愛知川支店	1 件	愛知川	大正 15 年 頃/平成 30 年改修	令和元年 9 月 10 日

### 3 避難

#### (1) 一時避難場所

No.	施設名	所在地	電話番号
1	上蚊野草の根ハウス	上蚊野 509 番地	—
2	松尾寺南草の根ハウス	松尾寺 1470 番地	—
3	松尾寺北草の根ハウス	松尾寺 688 番地	—
4	斧磨公民館	斧磨 280 番地 1	—
5	岩倉農業者集会所	岩倉 775 番地	—
6	蚊野農業者集会所	蚊野 1698 番地	37-3023
7	軽野草の根ハウス	軽野甲 504 番地	—
8	安孫子高齢者等活性化センター	安孫子 363 番地 4	—
9	東出ふれ愛公民館	東出 298 番地	—
10	竹原草の根ハウス	竹原 697 番地	37-2523
11	常安寺公民館	常安寺 357 番地	—
12	円城寺農業倉庫	円城寺 669 番地	—
13	西出区公民館	西出 80 番地	—
14	深草公民館	深草 228 番地	—
15	目加田公民館	目加田 949 番地 2	—
16	蚊野外公民館	蚊野外 93 番地	—
17	香之庄老人憩いの家	香之庄 888 番地	—
18	元持公民館	元持 440 番地 1	—
19	沖草の根ハウス	沖 350 番地 7	—
20	宮後草の根公民館	宮後 118 番地	—
21	北八木草の根ハウス	北八木 80 番地	—
22	下八木草の根ハウス	下八木 90 番地 1	—
23	島川農業者集会所	島川 1180 番地	—
24	長塚地域総合センター	長塚 187 番地	37-3279
25	栗田公民館	栗田 483 番地	—
26	南野々目公民館	南野々目 132 番地 1	—
27	野々目草の根ハウス	野々目 71 番地	—
28	矢守草の根ハウス	矢守 571 番地	—
29	畑田草の根ハウス	畑田 682 番地 2	42-6299
30	平居公民館	平居 294 番地 1	42-6292
31	荻間草の根ハウス	荻間 5 番地	—
32	東円堂草の根ハウス	東円堂 1709 番地	42-5190
33	草の根ハウス豊満会館	豊満 959 番地	42-6230
34	愛知川北部草の根ハウス	愛知川 1557 番地 1	42-4049
35	愛知川南部草の根ハウス	愛知川 789 番地 1	42-5049
36	愛知川ニュータウン集会所	愛知川 1140 番地 132	—
37	中宿第一公民館	中宿 206 番地 3	42-5169
38	沓掛草の根ハウス	沓掛 796 番地 1	42-5677
39	市公民館	市 1738 番地	42-5120
40	磯部草の根ハウス	石橋 314 番地	42-6345
41	川久保地域総合センター	川久保 164 番地 1	42-2003
42	石橋草の根ハウス	石橋 652 番地	42-2554
43	長野東草の根ハウス	長野 785 番地	42-3460
44	長野西公民館	長野 1738 番地	42-2086
45	長野新町新友館	長野 1088 番地 5	—

No.	施設名	所在地	電話番号
46	亀原自治会館	長野 2248 番地 49	—
47	川原草の根ハウス	川原 702 番地 4	42-2552
48	百々町草の根ハウス	川原 234 番地 1	42-2614
49	山川原地域総合センター	山川原 126 番地 1	42-2478

(2) 指定避難所・指定緊急避難場所（福祉避難所を含む）

No.	施設名	所在地	指定避難所	指定緊急避難場所		
				地震	土砂災害	洪水・内水
1	つくし保育園	川原 680 番地	○	○	○	○
2	秦荘東小学校(教室棟 校舎)	東出 25 番地	○	○	○	○
	秦荘東小学校(体育館)	東出 25 番地	○	○	○	○
3	秦荘西小学校(教室棟 校舎)	島川 1162 番地	○	○	○	○
	秦荘西小学校(体育館)	島川 1162 番地	○	○	○	○
4	愛知川小学校(普通教室棟)	杓掛 480 番地	○	○	○	○
	愛知川小学校(体育館)	杓掛 480 番地	○	○	○	○
5	愛知川東小学校(管理棟・低学年棟)	豊満 573 番地	○	○	○	○
	愛知川東小学校(体育館)	豊満 573 番地	○	○	○	○
6	福祉センター 愛の郷※	市 731 番地	○	○	○	○
7	福祉センターラポール 秦荘いきいきセンター※	安孫子 1216 番地 1	○	○	○	○
8	愛知中学校(管理棟・普通教室棟)	市 779 番地	○	○	○	○
	愛知中学校(体育館)	市 779 番地	○	○	○	○
9	秦荘中学校(管理教室棟)	安孫子 730 番地	○	○	○	×
	秦荘中学校(体育館)	安孫子 730 番地	○	○	○	×
10	子育て支援センターあいっ子	安孫子 811 番地 1	○	○	○	○
11	愛知川公民館	愛知川 13 番地 2	○	○	○	○

注) ※印は、福祉避難所としても指定されている施設。

注) ×印は、浸水の危険性があるため避難場所として使用しない。

#### 4 施設等の現況

##### (1) 農業用水施設

・愛知川地区

番号	河川名	工作物名	箇所	位置	管理者
1	宇曾川	宇曾川頭首工	1	愛荘町石橋地先	愛知川沿岸土地改良区
2	安壺川	豊満地区濁水対策施設	1	愛荘町豊満地先	〃

・秦荘地区

施設名	位置	管理者	受益面積 ha	井堰の規模			
				堤高 m	堤長 m	貯水量 立米/S	経過年数
堀井湯	上蚊野	蚊野水利組合	37	4	12	0.005	不明
円葉坊湯	〃	円葉坊 〃	10	2	15	0.027	〃
高柳湯	岩倉	竹原 〃	6	1	10	0.035	〃
脇湯	斧磨	脇湯 〃	2	3	6	0.010	〃
乙井湯	長塚	乙井湯 〃	20	1	12	0.080	〃
南川大井湯	香之庄	南川大井湯 〃	24	3	12	0.116	〃
永田湯	元持	永田湯 〃	5	1	15	0.046	〃

##### (2) 水防関係施設

ア 量水標

河川名	観測所名	位置	自記固定 の別	水防団 待機 水位	はん濫 注意 水位	管理者	観測者
愛知川	御幸橋	愛荘町愛知川	テレメータ	1.00	1.50	湖東土木事務所	同左職員
宇曾川	肥盥橋	愛荘町島川	固定	1.20	2.00	湖東土木事務所	〃
〃	秦川	愛荘町松尾寺	テレメータ	-	-	湖東土木事務所	〃
〃	春日橋	愛荘町沖	テレメータ	-	-	湖東土木事務所	〃

イ 水防倉庫

倉庫名称	設置場所	管理者
愛荘町第1水防倉庫	愛荘町愛知川	愛荘町
愛荘町第2水防倉庫	愛荘町石橋	愛荘町
秦荘水防倉庫	愛荘町安孫子	愛荘町

(3) 運動公園等

	施設名	施設所在地	面積(m <sup>2</sup> )	備考
1	平居親と子の草の根ひろば	平居		
2	百々町親と子の草の根ひろば	川原(百々町)		
3	東円堂西親と子の草の根ひろば	東円堂		
4	苧間親と子の草の根ひろば	苧間		
5	川原親と子の草の根ひろば	川原		
6	畑田親と子の草の根ひろば	畑田		
7	愛知川親と子の草の根ひろば	愛知川		
8	中宿親と子の草の根ひろば	中宿		
9	豊満親と子の草の根ひろば	豊満		
10	長野東親と子の草の根ひろば	長野東		
11	東円堂東親と子の草の根ひろば	東円堂		
12	石橋親と子の草の根ひろば	石橋		
13	杳掛草の根ひろば	杳掛		
14	豊国運動公園	東円堂		
15	ふれ愛スポーツ公園	長野西		
16	みゆき公園	愛知川		
17	豊満せせらぎ街道(親水公園)	豊満		
18	山川原東児童遊園	山川原		
19	山川原中児童遊園	山川原		
20	山川原運動場	山川原		
21	けんこう広場	山川原		
22	川久保児童遊園	川久保		
23	川久保運動場	川久保		
24	ポケットパーク	愛知川		
25	中央スポーツ公園	川久保		
26	秦の里	蚊野		

	施設名	施設所在地	面積(m <sup>2</sup> )	備考
27	草の根広場	上蚊野	1,295	
28	〃	松尾寺南	1,025	
29	〃	松尾寺北	515	
30	〃	斧磨	500	
31	農村公園	岩倉	520	
32	〃	蚊野	2,400	
33	区民グラウンド	軽野	3,000	
34	城跡広場	安孫子	4,450	
35	農村公園	東出	2,400	
36	草の根広場	竹原	450、300	
37	農村公園	常安寺	1,300	
38	草の根広場	円城寺	1,886	
39	農村公園	西出	1,700	
40	草の根広場	深草	300	
41	農村公園	目加田	4,000	
42	〃	蚊野外	750	
43	草の根広場	香之庄	2,990	
44	農村公園	元持	2,800	
45	〃	沖	2,000	
46	草の根広場	宮後	1,700	
47	児童遊園地	下八木	495	
48	農村公園	島川	2,700	
49	長塚グラウンド	長塚	-	
50	農村公園	栗田	1,400	
51	〃	南野々目	990	
52	草の根広場	野々目	1,860	
53	農村公園	矢守	1,500	

## 5 その他

### (1) 協定書様式

ア 災害時応急措置の協力に関する協定書の様式（滋賀建設重機協同組合）

#### 災害時応急措置の協力に関する協定（滋賀建設重機協同組合）

地震、その他による災害が発生した場合において、愛荘町が行う応急対策（以下「災害応急対策」という。）に関する応援について、愛荘町（以下「甲」という。）と滋賀建設重機協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 愛荘町内に災害が発生し、または発生のおそれのある際の防災について、特に乙の出動を要請するときは、愛荘町長（以下「町長」という。）は乙に対し防災のための応急措置について、協力を要請することができる。

（要請手続）

第2条 乙に対する町長の要請手続は、愛荘町総務課が相当する。ただし、状況により愛荘町各課の所属の長から乙に対し、出勤について要請することができる。

- 2 要請にあたっては、災害の状況・場所・活動内容・希望する人員・機材等について文書をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭または電話により要請することができる。

（応援）

第3条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、すみやかに災害応急対策を行うための応援体制を確立し、町職員の指揮監督に従い、災害応急対策の応援を実施するものとする。ただし、町職員の指揮監督が得られない場合は、乙は災害対策の応援を自ら甲の要請事項に従い実施するものとする。

- 2 甲は、乙の応援が円滑に実施されるように必要に応じて関係資料の提供、その他災害現場における応援に必要な物資の調達等を行うものとする。

（応援の実施に伴う報告）

第4条 乙は、前条第1項の規定により応援を実施した場合は、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 応援に従事した者の氏名および個人別時間数
- (2) 応援に使用した機器類の種別台数および1台ごとの使用時間数
- (3) その他町長が必要と認める事項

（経費負担）

第5条 乙が第3条第1項による応援のために要した経費は、甲が負担するものとする。

（補償）

第6条 この協定に基づく町長の要請により出動した従事者に人身事故が発生した場合の災害補償については、その災害を受けた従事者について、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合は、愛荘町消防団員等公務災害等補償条例の規定を適用し、愛荘町が補償するものとする。

(機器類の種類および数量の報告)

第7条 乙は、この協定による応援に出動させることができる機器類の種類および数量について、毎年4月末日までに甲に文書で報告するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては愛荘町総務課、乙においては滋賀建設重機協同組合事務局とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

(効力)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を生じる。

この協定成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 愛荘町

愛荘町長 ○ ○ ○

乙 滋賀建設重機協同組合

理事長 ○ ○ ○ ○

イ 災害時応急措置の協力に関する協定書の様式（滋賀県薬剤師会彦根支部）

災害時応急措置の協力に関する協定（滋賀県薬剤師会彦根支部）

愛荘町を甲とし、滋賀県薬剤師会彦根支部を乙として、甲乙両者は愛荘町内に地震、風水害、その他による災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合甲と乙との間において、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 愛荘町内に災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、甲が医薬品等を必要とするときは、甲は乙に対し、乙が保有する医薬品等の供給について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第2条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する医薬品等の優先供給および搬出に対して、積極的に協力するものとする。

（要請手続）

第3条 乙に対する甲の要請は、出荷要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし緊急を要するときは、甲は口頭により要請することとし、事後、出荷要請書を提出するものとする。

（運搬）

第4条 出荷要請した医薬品等の運搬は、甲または甲の指定する者が行うものとする。なお、必要に応じて、甲は乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（代金の支払）

第5条 乙が供給した医薬品等の代金および乙が運搬等の協力を行った場合の経費については、甲が負担するものとし、甲は請求書受理後、遅滞なくその支払いを行うものとする。

（価格の決定）

第6条 前条の規定により甲の負担する医薬品等の価格は、医薬品等の優先供給および運搬後、乙の提出する運搬確認書（第2号様式）に基づき、甲乙両者協議の上災害発生時直前における適価格を基準として決定するものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から〇〇 年 月 日までとする。  
ただし、期間満了1か月前までは甲乙双方から何らの意思表示がないときは、期間満了の翌日から1か年延長するものとし、以後も同様とする。

（雑則）

第8条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施に関し疑義が生じた場合には、その都度、甲乙両者協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 愛荘町  
愛荘町長 ○ ○ ○  
乙 滋賀県薬剤師会彦根支部  
支部長 ○ ○ ○ ○

愛 ○ 第 号  
○○ 年 月 日

殿

愛荘町長

出 荷 要 請 書

○○ 年 月 日締結した「災害時における医薬品等の供給協力に関する協定書」第5条の規定に基づき、次の物資の出荷を要請します。

品 名	数 量	備 考

第2号様式（第6条）

運 搬 確 認 書

〇〇 年 月 日付け 〇第 号の出荷要請書に基づき、次の物資を出荷したことを  
確認します。

品 名	数 量	備 考

〇〇 年 月 日

(愛荘町)  
(滋賀県薬剤師会彦根支部)

印  
印

ウ 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書の様式

災害救助に必要な物資の調達に関する協定

愛荘町長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）の間に、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定する。

（要 請）

第1条 甲は災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は甲の医師を確認（食品関係にあっては〇〇課長、その他の物資にあっては〇〇課長とする。）の上、第4条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を第3条第2項に掲げる者に連絡するものとする。

（価 格）

第5条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議して定める。

（引渡し）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し物資を確認の上引取るものとする。

（代金の支払い）

第7条 甲が引取った物資の代金は、取引後、速やかに支払うものとする。

（保有数量の報告）

第8条 乙はこの協定の成立の日および毎年4月1日現在の物資の保有数量を別紙「物資保有数量報告書」により甲に報告するものとする。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第10条 この協定は、〇〇 年 月 日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙が別表に掲げる物資を取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

〇〇 年 月 日

甲	愛荘町愛知川72	
	愛荘町長	印
乙	(住所)	
	(氏名)	印

(2) 調査書類

ア 災害危険箇所調査書

災 害 危 険 箇 所 調 書

番号	危険度	災害種別	所在地	被災予測		過去の被災	避難所等	現況および 対策・その他
				世帯	人口			

イ 災害危険箇所調書記入要領

災害危険箇所調書記入要領

- 1 番号 通し番号を記入し、危険箇所地図に標示する番号と同一とする。
  - (1) 危険度 危険度は、次により区分する。
    - ア Aランク  
人命、住家等に多大なる被害を与えることが予想される著しく危険な箇所
    - イ Bランク  
人命、住家または公共施設等に被害を与えることが予想される危険な箇所
    - ウ Cランク  
急迫の被害は予想されないが、現状のまま放置しておけば人命、住家または公共施設等に被害を与えることが予想される危険な箇所
    - エ Dランク  
急迫の被害は予想されないが、現状のまま放置しておけば、人命、住家には影響がなくとも、公共施設または田畑、山林等に被害を与えることが予想される危険な箇所
  - (2) 災害の種別
    - ア 河川  
(記入例－○川溢水による床上床下浸水、○川堤防決壊による……等)
    - イ ため池  
(記入例－○池決壊による、○池漏水による……等)
    - ウ 通路  
(記入例－○山落石による○道不通、○道路冠水による不通……等)
    - エ 危険宅地、造成地  
(記入例－擁壁亀裂、裏山崩壊……等)
    - オ 地滑り  
(記入例－隆起、滑動……等)
    - カ 急傾斜地  
(記入例－亀裂、崖面崩壊……等)
    - キ 低地浸水  
(記入例－床上床下浸水……等)
    - ク その他  
高層建築物等
  - (3) 過去の被災、過去の主要災害を記入
  - (4) 現況および対策その他、おおむね次のとおり区分される。
    - ア 応急措置－災害期を前に実施する応急措置を記入
    - イ 当面の措置－応急措置とともに住民の生命と財産を守るため、事前に連絡、避難計画、活動体制等の計画を記入
    - ウ 恒久対策－防災工事、河川改修事業等長期対策を記入
    - エ 問題点－措置不能等の理由を記入
    - オ その他－業者に対する指示、指導の方法、内容等を記入

## Ⅱ 応急対策計画関係

### 1 活動体制

#### (1) 町防災会議委員名簿

- 会長            町長
- 副会長        副町長
- 委員

機関名	職名	備考
滋賀県 湖東土木事務所	所長（地域防災危機管理監）	
湖東健康福祉事務所	所長	
東近江警察署	署長	
愛荘町議会	議長	
愛荘町区長総代会	会長	
東近江行政組合 消防本部愛知消防署	署長	
愛荘町消防団	団長	
愛荘町教育委員会	教育長	
愛荘町	政策監（企画）	
同上	政策監（産業）	
同上	政策監（福祉）	
陸上自衛隊	第3偵察戦闘大隊戦闘中隊長	
関西電力送配電(株) 滋賀本部	彦根配電営業署長	
西日本電信電話(株) 滋賀支店	設備部長	
近江鉄道(株)	代表取締役社長	
愛荘町秦荘赤十字奉仕団	委員長	
愛知川赤十字奉仕団	委員長	
滋賀県立大学	環境科学部 環境建築デザイン学科 教授	

(2) 災害対策配備体制召集連絡表

# 災害対策配備体制 召集連絡表

班

◎班 長 : 氏名 \_\_\_\_\_  
(所属長)

電話 { 自 宅 \_\_\_\_\_  
勤務地 (直通) \_\_\_\_\_  
(内線) \_\_\_\_\_

◎動員の系統、動員の順序、連絡方法等

事前配備要員	第 1 配備要員	第 2 配備要員	第 3 配備要員
氏名 電話	氏名 電話	氏名 電話	氏名 電話
	氏名 電話	氏名 電話	氏名 電話
	氏名 電話	氏名 電話	氏名 電話
	氏名 電話	氏名 電話	氏名 電話
	氏名 電話	氏名 電話	氏名 電話
	氏名 電話	氏名 電話	氏名 電話
	氏名 電話	氏名 電話	氏名 電話
	氏名 電話	氏名 電話	氏名 電話
	氏名 電話	氏名 電話	氏名 電話
	氏名 電話	氏名 電話	氏名 電話

(3) 職員動員・活動報告書

( 枚のうち 枚)

職員動員・活動報告書

報告者：\_\_\_\_\_

所属班：\_\_\_\_\_

職員番号 補職名	氏名	出 動 時 間	出 動 場 所	活 動 内 容
		月 日 時 分 } 月 日 時 分		
		月 日 時 分 } 月 日 時 分		
		月 日 時 分 } 月 日 時 分		
		月 日 時 分 } 月 日 時 分		
		月 日 時 分 } 月 日 時 分		
		月 日 時 分 } 月 日 時 分		
		月 日 時 分 } 月 日 時 分		
		月 日 時 分 } 月 日 時 分		
		月 日 時 分 } 月 日 時 分		
		月 日 時 分 } 月 日 時 分		

- (注) 1 班ごとに、別葉とすること。  
2 時刻表示は、24時制で記入すること。

〇〇 年 月 日

総務班 あて

## 2 活動計画

### (1) 応援要請・指示命令書

#### 応援要請書（受信用）

受信日時	年 月 日 時 分			受信者	
要請者	班			氏名	
応急対策事項					
作業の内容					
就労場所					
要請内容	必要人員	人	必要車両		
携行品等					
その他必要事項					

#### 応援指示命令書

下命日時	年 月 日 時 分			取扱者	
派遣班	班			受令者	
派遣人員	以下 名				
派遣車両					
無線呼出名称	ぼうさいあいしょう				
その他指示事項					

## (2) 滋賀県広域消防相互応援協定書

### 滋 賀 県 広 域 消 防 相 互 応 援 協 定 書

#### (目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、滋賀県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立して、大規模災害又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）に対処することを目的とする。

#### (ブロック区分)

第2条 滋賀県内消防本部を次の2ブロックに区分するものとする。

(1) 南ブロック

大津市消防局、湖南広域消防局、甲賀広域行政組合消防本部及び高島市消防本部

(2) 北ブロック

東近江行政組合消防本部、彦根市消防本部及び湖北地域消防本部

#### (災害対象)

第3条 この協定において、広域消防相互応援の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第97条第7項の規定により消防が対処する武力攻撃災害で、災害の発生した市町の消防力及び当該市町と消防相互応援協定を締結している隣接市町の消防力をもってしても、防除困難又は困難が予想される大規模災害等とする。

#### (応援要請の手続)

第4条 応援要請は、被災した場所を管轄する市町等（以下「要請側市町等」という。）の長が行うものとする。ただし、災害の規模等により要請側市町等の長の要請を待たずに応援出動した場合には、要請がったものとみなす。

2 要請は、要請側市町等の長が、あらかじめ定められた代表消防本部を通じて、応援を求めようとする市町等の長に対し、電話、ファクシミリで行うものとするが、有線途絶、輻輳等を考慮して、消防無線県内共通波及び衛星電話等の連絡方法も確保しておくものとする。

3 応援の要請に際しては、次に定める事項を連絡するものとする。

(1) 災害の発生場所及び概要

(2) 必要とする車両、人員及び資機材

(3) 集結場所及び活動内容

(4) その他応援に必要な事項

4 応援要請を行った市町等は、その旨を滋賀県消防主管課に対して通報するものとする。

#### (応援隊の手続)

第5条 前条の規定により応援要請を受けた市町等の長は、応援に応ずることができるか否かを、要請側市町等の長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援の中断)

第6条 応援を行った市町等（以下「応援市町等」という。）に応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町等の長は、要請側市町等の長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、組織法第47条の規定に基づき、要請側市町等の長の指揮の下に行動するものとする。

2 前項の規定により、要請側市町の長の指揮の下に応援隊が活動する期間は、応援隊の長が要請側市町の長に現場到着の報告を行ったときから現場引き揚げの報告を行ったときまでとする。

(応援経費)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町等において負担する経費

- ア 公務災害補償費に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 当該応援のために特別に必要なになった車両及び機械器具の修理費
- エ 要請側市町等との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費
- オ 被服の損料等
- カ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 要請側市町等において負担する経費

- ア 車両及び機械器具の燃料費（応援活動中に調達したものに限る。）
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 化学消火薬剤等の資機材費
- エ 賞じゅつ金
- オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町等に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）

ただし、応援市町等の故意または重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町等の負担とする。

2 前項に定める以外の経費が発生した場合は、その都度、応援側市町及び要請側市町が協議のうえ決定するものとする。

(防災航空隊の要請)

第9条 滋賀県防災航空隊を要請する場合は、滋賀県防災ヘリコプター運航管理要綱によるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等が協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第 11 条 この協定の実施に関し、必要な事項については市町等の消防長等が協議して定めるものとする。

(廃止)

第 12 条 滋賀県広域消防相互応援協定（平成 19 年 3 月 15 日締結）は、廃止する。

本協定の成立を証するため、協定書 7 通を作成し、市町等の長が記名押印のうえ、各 1 通保有するものとする。

平成 25 年 2 月 15 日

大 津 市 長

越 直 美

湖南広域行政組合管理者

橋 川 渉

甲賀広域行政組合管理者

中 嶋 武 嗣

東近江行政組合管理者

富士谷 英 正

彦 根 市 長

獅 山 向 洋

湖北地域消防組合管理者

泉 峰 一

高 島 市 長

福 井 正 明

### (3) 滋賀県下消防団広域相互応援協定書

#### 滋賀県下消防団広域相互応援協定書

滋賀県下の消防団を設置する市町（以下「市町」という。）相互間において消防組織法（昭和 22 年法律 226 号。）第 39 条の規定に基づき、滋賀県内に大規模災害等が発生した場合における県内の消防団の広域相互応援体制について、次のとおり協定する。

#### （広域相互応援体制の確立）

第 1 条 市町は、滋賀県内に大規模災害等が発生した場合に相互に応援するため、以下の条項に定めるところにより、滋賀県下消防団広域相互応援体制を確立する。

#### （広域相互応援体制の組織）

第 2 条 応援時の消防機関相互の情報連絡および応援要請を迅速かつ円滑に行うため、第 3 条に規定する災害対応に関しては、本協定に限り、滋賀県下消防団を 4 つのブロックに区分し、それぞれブロック幹事およびブロック幹事代行を置く。

2 ブロック幹事およびブロック幹事代行は消防本部をもって充てることとし、その選任および任務等必要な事項については市町間で協議して第 10 条の規定に基づく「滋賀県下消防団広域相互応援協定実施細目」に定めるものとする。

#### （対象とする災害）

第 3 条 この協定により消防団の広域相互応援の対象とする災害は次のとおりとし、災害の発生した市町の消防力および当該市町と消防相互応援協定を締結している隣接市町の消防力をもってしても防ぎよ困難な大規模災害等とする。

- (1) 大規模な地震・風水害等の自然災害
- (2) 大規模な火災、林野火災および高層建築物火災
- (3) 航空機事故、列車事故等の大規模な事故等
- (4) 武力攻撃等による災害

#### （応援の要請）

第 4 条 この協定に基づく応援の要請は、第 3 条に規定する災害が発生した市町（以下「要請側市町」という。）の長が他の市町（以下「応援側市町」という。）の長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、第 10 条の規定に基づく「滋賀県下消防団広域相互応援協定実施細目」で定めたブロック幹事消防本部もしくはブロック幹事代行消防本部を通じて、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生場所および概要
- (2) 必要とする人員、車両等
- (3) 集結場所、活動内容および連絡責任者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 前条に規定する応援側市町の長は、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとし、応援を行うことが可能と判断した場合は、要請側市町の長に対し、その旨連絡するものとする。また、応援要請に応ずることができない場合も、その旨速やかに連絡するものとする。

2 前項に規定する「業務に重大な支障」とは、応援側市町の長が次に掲げる場合で応援隊の派遣が著しく困難と認める場合をいう。

- (1) 応援側市町において大規模災害が発生し、またはその恐れがある場合
- (2) 他の応援協定により応援出動している場合
- (3) 市町の特別な事情がある場合
- (4) その他やむを得ない事情がある場合

(応援の中断)

第6条 応援側市町の都合で応援隊を復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町は要請側市町と協議の上、応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、要請側市町の長の指揮の下に行動するものとする。

2 前項に規定する「要請側市町の長の指揮の下」とは、応援隊の長が要請側市町の長に現場到着の旨の報告を行ったときから、現場引き揚げの旨の報告を行ったときまでをいう。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する費用は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援側市町が負担する経費

- ア公務上の災害補償費
- イ旅費および出動手当
- ウ車両等の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- エ車両等の修理費
- オ被服の損料等
- カ交通事故における損害賠償等

(2) 要請側市町が負担する経費

- ア車両等の燃料費で現地で調達したもの
- イ宿泊費および食糧費
- ウ応援活動中の第三者に対する損害賠償および損失補償費
- エその他応援活動中に要した諸経費

2 前項に規定する事項のほか、経費の負担に疑義が生じた場合は、その都度、応援側市町および要請側市町が協議の上、決定するものとする。

(事前計画等)

第9条 大規模災害等に対して、迅速かつ適正で効率的な活動を実施するため、各市町長は応援出動可能な人員および車両等の計画をあらかじめ定めておくものとする。

2 前項の計画の策定等この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に提供するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定に基づく応援要請および応援隊の派遣等の運用に関する必要な事項について、別途：「滋賀県下消防団広域相互応援協定実施細目」を定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度、市町間で協議の上、決定するものとする。

2 この協定を改正、廃止する場合もこれに準用する。

(委任)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項については所轄消防本部消防長との連携を図りながら、市町の消防団長間で協議して定めるものとする。

(附則)

1 この協定は、平成19年4月1日から施行する。

2 この協定を締結したことを証するため、各市町は本書26通を作成し、記名押印の上、各一通を保有するものとする。

平成19年3月16日

大津市長 彦根市長 長浜市長 近江八幡市長 草津市長 守山市長 栗東市長 甲賀市長  
野洲市長 湖南市長 高島市長 東近江市長 米原市長 安土町長 日野町長 竜王町長 愛荘町  
長豊郷町長 甲良町長 多賀町長 虎姫町長 湖北町長 高月町長 木之本町長 余呉町長  
西浅井町長

立会人

東近江行政組合管理者 甲賀広域行政組合管理者 愛知郡広域行政組合管理者  
湖南広域行政組合管理者 湖北地域消防組合管理者

立会人

滋賀県知事 嘉田由紀子 財団法人滋賀県消防協会会長 溝口武

#### (4) 滋賀県防災ヘリコプター支援協定

##### (趣 旨)

第1条 この協定は、滋賀県内の市町および消防の事務を共同処理する一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条の規定に基づき、滋賀県が所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の支援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

##### (協定区域)

第2条 この協定に基づき市町等が航空機の支援を求めることができる地域は、当該市町等の区域とする。

##### (災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法第1条に規定する水火災または地震等の災害をいう。

##### (支援要請)

第4条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町等（以下「発生市町等」という。）の長が、次のいずれかに該当するため、航空機による活動が必要と判断するとき、滋賀県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町等に拡大し、または影響を与える恐れのある場合
- (2) 発生市町等の消防力によっては、災害の防御または災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、航空機以外に適切な手段がなく、航空機による活動が最も有効な場合

2 琵琶湖上の災害にかかる支援要請は、第2条の規定にかかわらず、最初に発見または通報を受けた市町等が行うものとする。

##### (支援要請の方法)

第5条 支援要請は、滋賀県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。なお、支援要請時に全ての事項について明らかにするいとまがない場合には、必要最小限の事項を連絡するものとし、他の事項については判明次第、速やかに防災航空隊に連絡するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所および被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名および連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地および地上支援体制
- (6) 支援に要する資機材の品目および数量
- (7) その他必要な事項

(支援要請の方法の特例)

第6条 知事は、前条に掲げる支援要請がない場合でも、発災後に収集した被害規模等の情報の内容から判断して、緊急に派遣の必要があると認められる場合であって、通信網等の途絶等で発災市町等と前条に定める通常の手続きがとれない場合については、市町長からの要請があったものとみなして、防災航空隊を派遣し、支援を実施することができる。

(防災航空隊の派遣)

第7条 知事は、第4条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 第4条の規定による支援要請に応じることができない場合には、知事は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

3 前項の場合において、知事は、知事と他の都道府県知事等との間で別途締結する協定等に基づき、他の都道府県が保有する航空機等の応援による支援を実施できる場合には、その旨速やかに発災市町等の長に通報し、当該市町長の要請がある場合には、他の都道府県知事等に対して応援を求めるものとする。

4 知事は、派遣中の航空機を復帰させるべき特別な事態が生じた場合には、発災市町等の長と協議して派遣を中断することができる。

(防災航空隊の隊員の活動)

第8条 前条第1項の規定により支援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の活動は、発災市町等の消防機関と密接な連携を図りながら行われるものとする。

(経費の負担)

第9条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、滋賀県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、滋賀県および市町等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成24年10月1日から適用する。なお、この協定の発効により平成18年4月1日に締結した「滋賀県防災ヘリコプター支援協定」は廃止する。

この協定締結を証するため、本書8通を作成し、知事および市町等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成24年10月1日

滋賀県知事

嘉田 由紀子

大津市長	越 直美	
湖南広域行政組合管理者		橋川 渉
甲賀広域行政組合管理者		中嶋 武嗣
東近江行政組合管理者		富士谷 英正
彦根市長	獅山 向洋	
湖北地域消防組合管理者		泉 峰一
高島市長	西川 喜代治	

### 3 活動資機材

#### (1) 水防倉庫の整備基準

品名	数量	単位	摘要	品名	数量	単位	摘要
かます	100	枚		掛矢	6	〃	
むしろ(ビニールシート)	160	〃		唐鍬	5	〃	
空俵	750	〃		両つるはし	5	〃	
ビニール(麻)土のう	2,000	〃		斧	5	〃	
杉丸太 4m 末口 10 cm	50	本		手斧	1	〃	
杉丸太 3m 末口 10 cm	50	〃		なた	3	〃	
杉丸太 2m 末口 10 cm	100	〃		たこ	2	〃	
杭 2.0m×6 cm	40	〃		鉄串 1.8m	30	本	
杭 1.5m×8 cm	20	〃		鉄串 1.2m	50	〃	
杭 1.2m×9 cm	40	〃		投光機(カーバトランプ)	3	台	
杭 1.0m×10 cm	200	〃		鋸(大・小)	各3	丁	
縄(12 kg)	40	玉	4分	芝鎌	6	〃	
鉄線	20	kg	#8	鉄ハンマー	10	〃	
ペンチ	5	丁		太ロープ(命綱)	2	本	
クリッパー	5	〃		細ロープ(命綱)	3	〃	
目ぐし	120	本		有刺鉄線 100 卷	1	卷	
カーバイト	若干			一輪車	3	台	
鋸鎌	1	丁		発電機	1	台	
スコップ	20	丁					

資機材の備蓄等にあたっては、次の点に配慮するものとする。

- ・資機材は、常に点検し、完全なものを備蓄する。
- ・資材確保のため、近郊の資材業者等の手持ち資材を調査し、緊急時の補給に備える。
- ・資材、機具を使用又は滅損した時は、直ちに補充する。
- ・倉庫資材を放出してもなお不足の場合は、業者より緊急補充する。
- ・災害発生に伴う停電時の情報確保のため、電池式受信機の設置に努める。
- ・消防団員(水防団員)出動の際は、各自がスコップを携行する。

(2) 林野火災対策用資機材

ア 林野火災対策用空中消火資機材借受申請書（様式1号）

	総第	号
	〇〇	年 月 日
滋 賀 県 知 事 殿		
	愛 荘 町 長	印
林野火災対策用空中消火資機材借受申請書		
下記のとおり資機材を借り受けたいので申請します。		
記		
1 借受けの目的		
2 借受け資機材の種類および数量		
3 借受期間		
〇〇 年 月 日 ~ 〇〇 年 月 日		
4 引渡し希望日および場所		
5 連絡責任者		

番 号  
年 月 日

殿

滋賀県知事 印

資 機 材 貸 付 決 定 通 知 書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のありましたこのことについて、下記のとおり貸付決定したので通知します。

記

1 消火資機材の貸付目的

2 貸付資機材の種類および数量

3 貸付期間

〇〇 年 月 日 ~ 〇〇 年 月 日

4 貸付条件

滋賀県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱第7条の規定を遵守すること。

5 引渡し日時および場所

〇〇 年 月 日 時 分

ウ 林野火災対策用空中消火資機材使用報告書（様式3号）

	総第	号
	〇〇	年 月 日
滋 賀 県 知 事 殿		
	愛 荘 町 長	印
資 機 材 使 用 報 告 書		
1 資機材の使用状況		
2 その他		
(1) 火災発生日時		
(2) 火災発生場所		
(3) 鎮火日時		
(4) 出火原因		
(5) 被害状況		
(6) 消火活動状況		
(7) その他参考事項		

## 4 情報・記録

### (1) 情報

#### ア 気象予警報等（警報・注意報発表基準一覧表）

令和7年5月29日現在  
発表官署 彦根地方気象台

愛荘町	府県予報区		滋賀県			
	一次細分区域		北部			
	市町村等をまとめた地域		湖東			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	16		
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	113		
	洪水		流域雨量指数基準	愛知川流域=37.2, 宇曾川流域=7.5		
			複合基準※1	-		
			指定河川洪水予報による基準	-		
	暴風		平均風速	20m/s		
	暴風雪		平均風速	20m/s雪を伴う		
大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 35 cm		
			山地	12時間降雪の深さ 50 cm		
注意報	大雨		表面雨量指数基準	11		
			土壌雨量指数基準	85		
			流域雨量指数基準	宇曾川流域=6, 愛知川流域=29.7		
			複合基準※	宇曾川流域=(5, 6), 愛知川流域=(5, 29.7)		
			指定河川洪水予報による基準	-		
	強風		平均風速	12m/s		
	風雪		平均風速	12m/s雪を伴う		
	大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 20 cm	
				山地	12時間降雪の深さ 30 cm	
	雷		落雷等により被害が予想される場合			
	濃霧		視程	100m		
	乾燥		最小湿度 40%で実効湿度 65%			
	なだれ		積雪の深さが 50 cm以上あり次のいずれか 1 24時間降雪の深さ 30 cm以上 2 日最高気温 10℃以上 3 24時間雨量 15 mm以上			
	低温		最低気温-5℃以下（気温は彦根地方気象台の値）			
霜		晩霜期 最低気温 3℃以下				
着雪		24時間降雪の深さ：30 cm以上 気温：0℃以上				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	90 mm			

※（表面雨量指数、流域雨量指数）組み合わせによる基準値を表しています。

（注）1 発表基準に記載した数値は、滋賀県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査してきめたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

2 注意報、警報はその種類にかかわらず、解除されるまで継続される。また新たな注意報、警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除または更新されて新たな注意報、警報にきりかえられる。

（参考）土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

イ 緊急警報放送の放送要請書

発信者	
受信者	

年 月 日 時 分

滋賀県緊急警報放送要請

愛災本第 号

日本放送協会

大津放送局長 殿

愛荘町長 印

緊急警報放送の放送要請について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条の規定により、次のとおり放送要請します。

記

1 要請理由

(1) 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため

(2) 災害時の混乱を防止するため

(3) .....

2 放送事項

.....について

3 その他



(2) 記録

ア 本部情報処理票

整理番号 \_\_\_\_\_

本部情報処理票

通報者 住所： \_\_\_\_\_

受信日時：〇〇 年 月 日 時 分

氏名： \_\_\_\_\_ □ \_\_\_\_\_

受信者： \_\_\_\_\_

情報内容	処理内容 (経過)	
発生日時： 〇〇 年 月 日 時 分		







(4) り災者救助明細書 (様式 4号)

り災者救助明細書

救助事項別	
取扱所	

住所	被災世帯主氏名	構成人員	給貸与品	数量	月日	責任者印	備考
					/		
					/		
					/		
					/		
					/		
					/		
					/		
					/		
					/		
					/		
					/		
					/		
					/		
					/		
					/		
					/		
					/		
					/		
					/		
					/		
					/		

(5) 広報文例

年 月 日

伝達依頼先	
<p><b>「自主避難所開設広報」</b></p> <p>「こちらは、防災愛荘町です。〇〇〇〇課からお知らせします。</p> <p>※現在、台風〇〇号の影響により、愛荘町に〇〇〇〇〇警報が発表されています。ご自宅にいることに不安を感じる方は、本日、〇〇時から自主避難所を開設しますので、自主的に避難してください。場所は、〇〇〇〇〇〇（住所〇〇〇〇）です。避難される際は、あわてず足元に気をつけて避難してください。（避難所が複数の場合、「〇ヶ所です」と最後に付け加える。）</p> <p>なお、飲料水や食事などの用意はございませんので、食料や毛布など必要なものをご準備いただき避難してください。（※繰り返し）</p> <p>〇〇〇〇課からお知らせしました。」</p> <p><b>「高齢者等避難広報」</b></p> <p>「こちらは、防災愛荘町です。〇〇〇〇課からお知らせします。</p> <p>※警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。今後の気象予報によりますと、〇〇〇〇から〇〇〇〇にかけて大雨となり、〇〇〇〇ダムからの放流量が増加する見込みとなり、被害の発生が懸念されます。</p> <p>そのため、〇〇〇〇地区にお住まいの方は、避難準備が整い次第、避難開始してください。また、高齢者や、障がいのある方は早めに避難開始してください。（※繰り返し）</p> <p>〇〇〇〇課からお知らせしました。</p> <p><b>「避難指示広報」</b></p> <p>「こちらは防災愛荘町です。〇〇〇〇課からお知らせします。</p> <p>※警戒レベル4 避難指示を発令しました。台風〇〇号の影響により、〇〇川の水位が上昇し、はん濫するおそれがある水位に到達しました。〇〇〇地区にお住まいの方は、あわてず足元に気をつけて避難してください。避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所か、屋内の高い所に避難してください（※繰り返し）</p> <p>〇〇〇〇課からお知らせしました。</p> <p><b>「緊急安全確保広報」</b></p> <p>「こちらは、防災愛荘町です。〇〇〇〇課からお知らせします。</p> <p>※警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。〇〇〇地区にはおいては、既に災害が発生している可能性があります。周囲を確認し安全を確保するとともに、避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所か、屋内の高い所に避難してください。（※繰り返し）</p> <p>〇〇〇〇課からお知らせしました。」</p>	

伝達依頼先

**住民への事前広報**

■「〇〇〇〇課からお知らせします。

※現在、台風の接近が予報されます。今後の進路予想や大雨の降る時間帯など、台風の最新情報には十分注意してください。

また、自宅周辺に風で飛ばされそうなものはないか、非常持出品は用意できているかなど、災害への備えが整っているかご確認ください。

特に、トタンや養生シートといったものが強風で飛ばされて電柱や電線に接触すると、停電の原因にもなります。必ず、台風の接近までにしっかり固定するなどの対策をお願いします。農業者の皆様も、ビニールハウス等農業用施設について、事前に必要な対策を講じていただきますようお願いいたします。

くれぐれも、雨や風がきついなか、屋根に上ったり、農地や水路の見回りをされますと、事故の原因になりますのでお控えください。

(※繰り返し)

〇〇〇〇課からお知らせしました。」

**ダム放流について**

■「〇〇〇〇課からお知らせします。

※〇〇〇ダム事務所から、ダムの放流についてお知らせします。

台風〇〇号の影響により、本日〇〇時から〇〇〇ダムの放流を開始します。

最大放流量は、毎秒〇〇〇トン程度になる見込みです。

河川の水位が上昇し、流量が増えますので十分ご注意ください。

(※繰り返し)

〇〇〇〇課から、〇〇〇ダムの放流についてお知らせしました。」

## 避難解除伝達

伝達依頼先

■「こちらは、防災愛荘町です。〇〇〇〇課からお知らせします。

※台風〇〇号の影響により、町内〇〇ヶ所に避難所（もしくは自主避難所）を開設していましたが、避難されていた方が無事にご帰宅されましたので、全ての避難所を閉鎖します。

ただし、〇〇〇〇警報、〇〇〇〇注意報は、現在も継続し発表されていますので、今後の気象情報にも十分ご注意ください。

（※繰り返し）

〇〇〇〇課からお知らせしました。

## 6 災害救助法による救助等

### (1) 災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の程度について

平成29年4月1日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,516,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,516,000円以内であればよい。 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		災害発生の日から速やかに借上げ、提供
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,130円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること				
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊夏	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800
		全壊冬	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100
半壊夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600		
半壊冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500		
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上				
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上				
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上				
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当りの限度額 574,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内					

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,400円 中学生生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上）210,200円以内 小人（12歳未満）168,100円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,400円以内 一 既存建物借上費 時 通常の実費 保 既存建物以外 存 1体当たり 5,300円以内 検 救護班以外は慣行料金 案	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 135,100円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百四十三条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第一条から第十五条までに掲げる経費と法第五条第三項に要した額及び法第十九条に要した額並びに令第八条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合算額以内とすること。 1 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7 五億円を超える部分の金額については百分の四	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(2) 救助日報

救 助 日 報

報告機関				報告機関				
受信者				報告期限				
避難所開設	開設期間	開設日時	日 時	被生 服活 寝必 具需 給品 与	県から受入、前日繰越	点		
		閉設予定日	日 時		本日 支給	半失床上浸水世帯	(世帯)点	
	既存建物	箇所数	箇所		翌日への繰越量	全失世帯数	(世帯)点	
		収容人員	人					
野外仮設	箇所数	箇所	医療 お よ び 助 産	医療班出動数	箇所			
	収容人員	人		医療班 救助地区				
炊き出し	炊出期間	開始月日	月 日	診療者数	医療	人		
		終了予定日	月 日		助産	人		
	炊出箇所数	箇所	医療 機 関	医療	施設数	箇所		
	炊出人員	朝			人	診療人員	人	
昼		人	助産	施設数	箇所			
夕		人		診療人員	人			
計		人						
給 水	供給地区数			救 出 終 了 予 定 日	月 日			
	供給実人員				救 出 の 方 法			
	供給水量					死 亡 原 因 別 人 員		
	給水期間 給水方法	開始月日			死体処理		死体洗浄	体
終了予定日				死体縫合	体			
学用品支給	県から受入、前日繰越			死 体 処 理	死体消毒	体		
	本日支給	小学生	全失世帯		点(人)	死体の 保存	既存建物利用	箇所
			半焼(床上浸水)世帯		点(人)		仮設建物	箇所
	中学生	全失世帯	点(人)		死体の保存期間			
		半焼(床上浸水)世帯	点(人)		今後の処理を要する死体		体	
	翌日への繰越量				死体処理終了予定月日		月 日	
			死体処理終了予定月日		月 日			
埋葬救助	前日までの埋葬		体	障 害 物 除 去	障害物除去を要する数		戸	
	本日埋葬	大人	体		本日除去した戸数		戸	
		小人	体		今後除去を要する戸数		月 日	
		計	体		障害物除去の予定月日		台	
埋葬終了予定年月日		月 日						
死体の 搜索	死 体	搜索を要する死体		輸 送	公用車使用		台	
		本日の発見死体			借上車使用		台	
		今後の要搜索死体			救助の種類			
	搜索の方法				人 夫	人夫雇上数		人
搜索終了予定年月日		月 日	従事作業その他					
仮設 住宅	着工月日			備 考				
	完工月日		月 日 戸					
住宅 修理	着工月日		月 日 戸					
	完工月日		月 日 戸					

(3) 救助用物資関係

ア 救助用物資引継書 (様式1号)

救 助 用 物 資 引 継 書

引継者	機関		職氏名	
引受者	機関		職氏名	

救助用物資 次のとおり引き継ぎました。  
記

1 引継年月           ○○ 年 月 日  
2 引継場所  
3 引継物資           次表のとおり。

物資区分	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由

(注) 1 2部作成し、授受両機関とも保管する。  
2 物資区分は、衣類、生活必需品等に区分し、単位は梱包、点数等に表示する。



## 救助用物資給貸与券

愛荘町 第 号  
〇〇 年 月 日

殿

愛荘町長  
取扱者：愛荘町災害対策本部 班

- 1 給貸与を必要とする理由
- 2 給貸与対象品目および数量
- 3 給貸与対象人員
- 4 給貸与場所
- 5 印鑑およびり災証明書照合の有無





### 義 援 金 品 引 継 書

引継者	機関		職氏名	
引受者	機関		職氏名	

義援金品 次のとおり引き継ぎました。

記

- 1 引継年月                   ○○ 年   月   日
- 2 引継場所
- 3 引継金品                   次表のとおり。

金品区分	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由

(注) 1 2部作成し、授受両機関とも保管する。  
 2 金品区分は、衣類、生活必需品、現金等に区分し、単位は梱包、点数、円等に表示する。

ウ 義援金品受領書 (様式3号)

No. \_\_\_\_\_

義 援 金 品 受 領 書

(住所氏名)

殿

1 現 金                      金 \_\_\_\_\_ 円也

2 物 資                      \_\_\_\_\_ 梱包

ただし、 \_\_\_\_\_ 災害の義援金品として上記のとおり受領しました。

〇〇 年 月 日

機 関 名 \_\_\_\_\_

(取扱者: \_\_\_\_\_ 印)

- (注) 1 複写式として、事前に機関別の通し番号を付けておく。  
2 控えは、義援金品受領記録として保管し、関係帳簿への基礎記録とする。  
3 物資区分は、実情に即して記載する。





7 食料

(1) 申請書

ア 災害応急用米穀申請書（様式1号）

災害応急用米穀申請書

愛荘町 第 号  
〇〇 年 月 日

滋賀県知事 殿

取扱者：愛荘町 課

---

- 1 給食を必要とする理由
- 2 申請数量
- 3 給食対象人員
- 4 給食延食数
- 5 受渡場所（複数の場合は、場所別数量）

## 応急食糧緊急引渡申請書

愛荘町 第 号  
〇〇 年 月 日

近畿農政局滋賀県拠点地方参事官滋賀県担当 殿  
保管業者 殿

愛荘町長

〇〇 年 月 日をもって発動された災害救助法に基づく応急食糧として、下記のとおり政府所有食糧を引渡しくださるよう申請します。

なお、引取物品は、連絡可能となり次第、知事に買受け手続をいたします。

### 記

- 1 引渡物品の種類、数量
- 2 引渡希望倉庫名
- 3 引渡申請数量算出基礎
  - (1) 被害の概要
  - (2) 数 量

	給食者延人員	数量（精米換算）
り 災 者 用		
救 助 者 用		
計		

(注) 被害の概要は、被害の種類、戸数とその程度、り災人員を記入する。

8 輸送

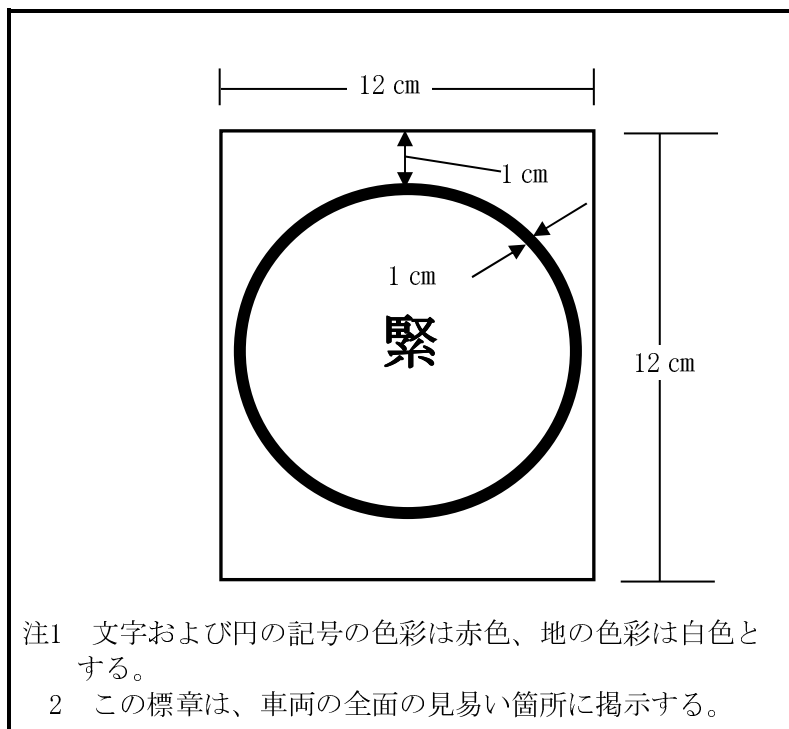
(1) 緊急輸送車両確認申請書（様式1号）

緊急輸送車両確認申請書			
			年 月 日
滋賀県知事 殿 滋賀県公安委員会 殿		申請者住所 (電話) 氏 名 印	
番号票に表示 されている番号			
輸 送 人 員 または品名			
使用者	住所		
	氏名		
輸 送 日 時			
輸 送 経 路	出発地	経由地	目的地
運 行 の 目 的			
車 両 の 種 別			
備 考			

(2) 緊急輸送車両確認証明書（様式2号）

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>証 明 書</span> <span>〇〇 年 月 日</span> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <span>滋賀県知事 _____ 印</span>  <span>滋賀県公安委員会 _____ 印</span> </div>			
番号票に表示 されている番号			
輸 送 人 員 または品名			
使用者	住所		
	氏名		
輸 送 日 時			
輸 送 経 路	出発地	経由地	目的地
備考			

(3) 緊急輸送車両確認標章（様式3号）



- 注1 この標章は、車両の全面見易いところに貼っておくこと。
- 2 確認された日時が過ぎたときは、すみやかに警察へ返すこと。
- 3 通行の確認を受けた目的以外には使用しないこと。

### Ⅲ 報告等関係

#### 1 災害の定義（被害即報基準）

救急救助事故即報	1) 死者 5 人以上の救急事故 2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故 3) 要救助者が 5 人以上の救助事故 4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上を要した救助事故 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故		
武力攻撃災害即報	1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第 25 条第 1 項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に順ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態		
災害即報	一般基準	1) 災害救助法の適用基準に合致するもの 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの 3) 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので、1 の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの	
	個別基準	地震	地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度 4 以上を記録したもの
		津波	津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
		風水害	1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
		雪害	1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
		火山災害	1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制を行ったもの 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
社会的影響基準	一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。		

## 2 災害即報事項例示

事項	例示
1 市町村災害対策本部設置状況	台風〇〇号接近に伴い〇月〇日〇時災害対策本部を設置、第〇号配備体制（職員約〇〇名配置）を指示。
2 主要河川、ため池の情報 （水位、溢水箇所、決壊箇所等）	〇〇川は〇〇地点において〇時警戒水位に達し、今後も水位は上昇する見込みである。 〇〇川は〇〇地点において〇時頃〇メートルにわたり決壊し、浸水家屋多数発生。現在水防団員〇〇名が出動し、応急復旧作業中。
3 琵琶湖水位上昇に伴う被害状況	琵琶湖水位上昇に伴い、〇〇地区の湖岸〇〇ヘクタール浸水、農作物〇〇の状態。
4 主要道路橋梁の不通状況 交通機関の不通状況	県道〇〇線は〇時頃崖くずれのため〇〇地点において不通となった、復旧の見通しは現在のところ不明。 〇時以降管内のバス交通はすべて運休。
5 電力通信関係の情報 （停電状況、途絶状況等）	〇時以降管内〇〇地区約〇〇〇戸が停電中。 〇時以降〇〇〇と〇〇〇地区町の電話不通。
6 水道施設関係の情報 （断水状況等）	〇時以降停電に伴い〇〇地区約〇〇戸が断水中、給水車〇台を派遣し応急給水中（今後自衛隊の派遣を要請するかも知れない。）。
7 ガス施設関係の情報 （供給停止状況等）	〇時以降〇〇地区約〇〇戸がガス供給停止、復旧の見通しは不明。
8 避難関係の情報 （避難命令発令状況、避難理由、避難世帯数、避難場所）	〇〇川が〇〇地区で決壊するおそれがあるので、〇時〇〇地区約〇〇〇世帯に対し避難命令を発令した。 現在約〇〇〇世帯が〇〇小学校に避難中。
9 死傷者の発生状況 （人数原因等、死傷者の姓名、性別、年齢）	〇〇時頃〇〇において、崖崩れのため男〇名が生き埋めになった。 現在地元消防団員約〇〇〇名が出動し、救出に当たっている。
10 住家の被害状況 （全壊、全焼、流出、半壊、床上浸水、床下浸水等の概況、原因等）	〇〇川が〇〇地区において、溢水し付近の住宅約〇〇戸が床上浸水した。 昨日来の豪雨により、管内の河川が確各所で溢水決壊し、町内一円にわたって約〇〇〇戸の浸水家屋が発生しているもよう。 なお、今後も増加する見込みである。（災害救助法適用基準に達するかも知れない。）
11 非住家の被害状況 （学校、公民館公共施設、その他主要な建物の被害状況）	〇時頃〇〇小学校の講堂、瞬間最大風速〇〇メートルの強風により倒壊した。
12 市町村災害対策本部のとした主な応急対策状況	〇〇地区に〇〇時に避難命令を発令。 現在〇〇避難所に収容中の〇〇名に対し、炊き出しを実施中。 〇〇川決壊箇所に消防団員約〇〇〇名を出動させ応急復

事項	例示
13 県への要望事項 (市町村災害対策本部が応急対策を実施するための必要資機材の調達あっ旋などに関する要請等)	<p>〇〇川が決壊したので、水防用の土のう〇〇〇袋支給調達して送付してほしい。</p> <p>〇〇部落が孤立しているので、カンパン〇〇個を空輸してほしい。</p> <p>防疫用の薬剤〇〇〇、至急調達してほしい。</p>
14 災害写真 (フィルムおよび説明書を添付したもの)	<p>住家の浸水、田畑の冠水、道路・堤防の決壊、橋梁の流出その他重要な公共建物の倒壊等被害状況写真。</p>
15 雪害状況 (孤立化した場合の住民の動向)	<p>〇〇地区で〇月〇日から連絡がつかず、住民の動向が懸念される。</p>
16 大規模事故 (交通事故、爆発等により一時的に多数の死傷者の出た事故)	<p>原因、場所、負傷者の状況、執られつつある措置。</p>
17 作業日報	<p>町各班における主要の活動状況について、毎日17時現在で取りまとめ報告する。ただし、緊急なものについては、その都度行う。</p> <p>報告すべき事項は、おおむね次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策本部の設置状況（開設、閉設の日時）</li> <li>(2) 避難指示の状況、避難場所設置状況（箇所数、人員）</li> <li>(3) 消防機関の活動状況（作業内容別、団員数、職員数）</li> <li>(4) 応援措置、救助活動の概要</li> <li>(5) 音信不通、状況の把握出来ない地区名</li> </ol>

### 3 被害程度の判定基準

分類	用語	被害程度の判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。	
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
		軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。 また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則として宿泊者等を1世帯として取り扱う。	
	全壊、全焼 または流出	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積の70%以上に達したもまたは住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊または半焼	住家の被害が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延面積の20%以上、70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	半壊または半焼 【大規模半壊】	住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。	
	半壊または半焼 【中規模半壊】	住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。	
	半壊または半焼 【半壊】	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。	
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。	
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。	

	準半壊に至らない (一部損壊)	損壊の程度が半壊焼に至らない程度の住家の損壊で、修理を必要とする程度のものとし、その住家の損害割合が10%未満のものとする。ただし、窓ガラス2~3枚が割れた程度のもを除く。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物で、この認定判定項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育園等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊または半壊の被害を受けたもの。
被害世帯数	り災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
田畑被害	流出・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの。
	冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。

分類	用語	被害程度の判定基準
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県および市町村道（道路法第2条第1項に規定する道路、以下同じ）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。（ただし、橋梁を除いたものとする。）
	橋りょう流失	市町村道以上の道路に架設した橋を一部または全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう1級河川および2級河川（河川法の適用もしくは準用される河川）の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	通信被害	電話とは、災害により通信不能となった電話の回線数とする。 電気とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防用施設、港湾および漁港施設、農作物等の被害で特に報告を必要とするもの。
その他の用語	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校および幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	港湾被害	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または、港湾の利用および管理上、重要な臨港交通施設で、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防被害	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法準用される砂防のための施設、または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理およびし尿処理施設とする。
	公立文教施設	公立の文教施設をいう。

の 解 説	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設および共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾漁港および下水道とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚、貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

#### 4 被災者台帳

(表面)

被災区分		番号						
被災者住所			氏名	続柄	性別	年齢	学年	摘要
職 業 氏 名								
災 害 の 原 因								
被災年月日								
住家								
被災 状況	その他の家屋							
	家財							
	生命							
	そ の 他							

- (注) 1 本台帳の大きさは、A4 とする。  
 2 職業氏名欄の氏名は、世帯主の氏名を記載する。  
 3 負債者等については、それぞれの氏名欄の摘要に記載する。

(裏面)

月日	援護状況等

- (注) 援護状況等には、救助用支給物資の内容はもちろんのこと、仮設住宅、生業資金、医療救助等救助内容を明記し、できれば義援金品の内容を明記すること。

5 り災証明書

(表面)

証明番号	第	号
------	---	---

り災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	生年月日
		世帯主	年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

り災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家*の 所在地	年 月 日
住家*の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部損壊）

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この証明は、家屋に被害を受けたものに限られ、本町が確認できる被害の程度について証明するものです。</li> <li>・この証明は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。</li> </ul>
---------	---

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

愛荘町長



- (注) 1 本証明書の大きさは、A4 とする。  
 2 り災状況の「住家」と「家財」は、該当事項に「○」印をつけること。

(裏 面)

月日	救護状況等

- 1 救助用物資の受領にあたっては、本証明書の提出をしないと支給されません。
  - 2 物資等を受領したときは、「救護状況等」の記載を確認してください。
- (注) 「救護状況等」欄は、できるだけ詳細に記載し、責任者が認印を押す。

## 6 仮り災証明書

		仮り災証明書			
番 号	り 災 者 住 所				
	世 帯 主 氏 名				
1	り 災 の 種 類				
2	被 害 の 状 況				
3	世 帯 人				
	内	大人 男	人	女	人
		小人 男	人	女	人
			人		
4	そ の 他				
上記のとおり、り災したことを証明する。					
年 月 日					
愛 荘 町 長					印
注意事項					
1 この証明書は 月 日 時 において本証明書と切り替えますから、必ず持参して下さい。					
2 この証明書では、救助用の物資の支給その他の救助は受けられませんから、必ず本証明書を切り替えてください。					

- (注) 1 この証明書の大きさは、A4 とする。
- 2 記載事項のうち、内容の明確でないときは、判明事項のみ記載し、他は斜線で抹消する。

7 被害発生即報（様式1～6号）

(1) 様式1号「各種被害発生即報」

発信者

受信者

年 月 日 時 分 現在

地区名	被害の程度	被害の種類	正確度

備考：被害の程度は、被害甚大、被害大、被害小、被害なしの4段階に区分する。

区分別	略号	基準
1 被害甚大	A	大字内の半数以上が半壊、半焼、床上浸水程度の被害
2 被害大	B	大字内の半数以上が一部破損、床上浸水程度の被害
3 被害小	C	1、2よりも被害が少ないと思われるもの
4 被害なし	D	

(2) 様式2号「火災」(県第1号様式)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者名	

※爆発を除く。

火災種別	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	( 月 日 時 分) 月 日 時 分			
火元の業態・用途		事業所名 (代表者氏名)				
出火箇所		出火原因				
死傷者	死者(性別・年齢)	人	死者の生じた理由			
	負傷者 重症	人				
	中等症	人				
	軽症	人				
焼損程度	全焼棟数	棟	計棟	焼損面積		
	半焼棟数	棟			建物焼損床面積	m <sup>2</sup>
	部分焼棟数	棟			建物焼損表面積	m <sup>2</sup>
	ぼや	棟			林野焼損面積	a
り災世帯数		気象状況				
消防活動状況	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他		人			
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(3) 様式3号「特定の事故」(県第2号様式)

事故名	1. 石油コンビナート等 特別防災区域内の事故	報告日時	年 月 日 時 分
	2. 危険物に係る事故	都道府県	
	3. 原子力災害	市町村	
	4. その他特定の事故	報告者名	

事故種別	1. 火災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他 ( )				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	(レイアウト第1種、第1種、 第2種、その他 )			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1. 危険物 2. 指定危険物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. R I等 7. その他 ( )	物質名			
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ( )				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死 傷 者	死 者 (性別・年齢) 人	負傷者等	人 ( 人)		
		重症	人 ( 人)		
		中等症	人 ( 人)		
		軽症	人 ( 人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域 の 設 定 月 日 時 分 使 用 停 止 命 令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事 業 所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 ( 署 )	台		
		消 防 団	台		
		海 上 保 安 庁	人		
		自 衛 隊	人		
そ の 他	人				
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(4) 様式 4 号「救急・救助事故」(県第 3 号様式)

発 生 場 所			
発 生 日 時 ( 覚 知 日 時 )	年 月 日 時 分 ( 年 月 日 時 分 )	覚 知 方 法	
事 故 の 概 要			
死 傷 者 等	死 者 (性別・年齢)	負傷者等 人 ( 人 )	
		重 傷 人 ( 人 )	
		中等症 人 ( 人 )	
		軽 傷 人 ( 人 )	
	計.....人		
	不 明.....人		
救 助 活 動 の 要 否			
要救助者数 (見込)		救 助 人 員	
救 急 ・ 救 助 活 動 の 状 況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(5) 様式 5 号「災害概況即報」 (県第 4 号様式その 1)

[災害概況即報]

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況										

(6) 様式 6 号「被害状況即報」 (県第 4 号様式その 2)

都道府県			区分			被害			
災害名		年 月 日			田	流失・埋没	ha		
確定年月日						時 分		冠水	ha
報告者名		区分			畑	流失・埋没	ha		
						被害		冠水	ha
報告者名		区分			文 教 施 設	箇所			
						被害		病院	箇所
人	死者	人	そ			道 路	箇所		
	行方不明者	人				橋 り よ う	箇所		
	負傷者	重傷				人	河 川	箇所	
		軽傷				人	港 湾	箇所	
住	全壊	棟	の			砂 防	箇所		
		世帯				清 掃 施 設	箇所		
		人				崖 く ず れ	箇所		
家	半壊	棟	他			鉄 道 不 通	箇所		
		世帯				被 害 船 舶	隻		
		人				水 道	戸		
被	一部損傷	棟	他			電 話	回線		
		世帯				電 気	戸		
		人				ガ ス	戸		
害	床上浸水	棟	他			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
		世帯							
		人							
非	公共建物	棟	り 災 世 帯 数			世 帯			
		世帯				り 災 者 数	人		
		人				火 災 発 生	建 物	件	
住	その他	棟	り 災 世 帯 数			世 帯			
		棟				火 災 発 生	危 険 物	件	
		棟	り 災 世 帯 数			世 帯			
		棟				火 災 発 生	其 他	件	

区分		被害	都 道 災 府 害 県 対 策 本 部	名称			
公立文教施設	千円			設置	月	日	時
農林水産施設	千円			解散	月	日	時
公共土木施設	千円		災 害 設 対 置 策 市 本 町 部 村 名				
その他の公共施設	千円						
小計	千円						
公共施設被害市町村数	団体		計	団体			
そ の 他	農産被害	千円		災 害 適 救 用 助 市 法 町 村 名			
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
その他	千円		計	団体			
被害総額		千円		消防職員出動延人数	人		
				消防団員出動延人数	人		
備 考	災害発生場所						
	災害発生年月日						
	災害の概況						
	消防機関の活動状況						
	その他（避難の勧告、指示の状況）						

※ 被害額は省略することができるものとする。





(3) 様式 9 号 (県様式) 「農業関係被害等」

被害区分	発生日時	発生場所		原因	被害対策						被害面積	備考 被害の程度・規模、 被害見込金額等
		市町村名	地先名 (字名等)		田	畑	農作物	林地	農業施設	林道		

農業関係被害等についての区分

8-1	農作物被害	8-2	農地被害	8-3	農業施設被害	8-4	林地被害	8-5	林道被害
-----	-------	-----	------	-----	--------	-----	------	-----	------

4 避難勧告について (発令区分については、いずれかに○印を付ける。)

避 難 勧 告	対象地域 (市町村、字名等)	発令・解除時間	対象地域 (市町村、字名等)	発令・解除時間	対象地域 (市町村、字名等)	発令・解除時間
	( 人 )	発令 : 解除 :	( 人 )	発令 : 解除 :	( 人 )	発令 : 解除 :
	( 人 )	発令 : 解除 :	( 人 )	発令 : 解除 :	( 人 )	発令 : 解除 :
	( 人 )	発令 : 解除 :	( 人 )	発令 : 解除 :	( 人 )	発令 : 解除 :

5 災害対策本部設置状況について

設置時間	併設時間
月 日 時 分	月 日 時 分

9 災害確定報告（様式 10～17 号）

(1) 様式 10 号「災害確定報告」（県第 1 号様式）

都道府県				区分			被害	
災害名				田	流失・埋没	ha		
確定年月日		年 月 日			冠水	ha		
報告者名				畑	流失・埋没	ha		
		時 分			冠水	ha		
区分		被害		文教施設		箇所		
人的被害	死者	人		その他	病院	箇所		
	行方不明者	人			道路	箇所		
	負傷者	重傷	人			橋りょう	箇所	
		軽傷	人			河川	箇所	
住家被害	全壊	棟			港湾	箇所		
		世帯			砂防	箇所		
		人			清掃施設	箇所		
	半壊	棟			崖くずれ	箇所		
		世帯			鉄道不通	箇所		
		人			被害船舶	隻		
	一部損傷	棟		水道	戸			
		世帯		電話	回線			
		人		電気	戸			
	床上浸水	棟		ガス	戸			
世帯			ブロック塀等	箇所				
人								
床下浸水	棟		り 災 世 帯 数	世帯				
	世帯		り 災 者 数	人				
	人		火災発生	建物	件			
非住家	公共建物	棟		危険物	件			
	その他	棟		その他	件			



(2) 様式 11 号「被害状況総括報告」

		区分	符号	被害量	被害額 (万円)		
一 般 被 害	人的 被害	死者		人			
		行方不明		人			
		負傷者	重傷		人		
			軽傷		人		
			計		人		
	住 宅 被 害	全流 壊焼	棟数		棟		
			世帯		世帯		
			人員		人		
		半壊 焼	棟数		棟		
			世帯		世帯		
			人員		人		
		一部 破損	棟数		棟		
			世帯		世帯		
			人員		人		
		床 上 浸 水	数		棟		
			世帯		世帯		
			人員		人		
	床 下 浸 水		棟数		棟		
			世帯		世帯		
			人員		人		
	非 住 家 被 害	全流壊流		棟			
		半流壊流		棟			
		一部破損		棟			
	り 災 世 帯	り災世帯		世帯			
り災者		人					
県 有 施 設	他 の 掲 げ る も の を 除 く に	庁舎等		箇所			
		その他の行政財産		箇所			
		普通財産		箇所			
		その他		箇所			
		計		箇所			

市町村有施設	他の掲げるものを除く の項目に	庁舎等		箇所			
		その他の行政財産		箇所			
		普通財産		箇所			
		その他					
		計					
厚生 関係 被害 労働	社会福祉施設	生活保護施設		箇所			
		身障更生保護施設		箇所			
		老人福祉施設		箇所			
		児童福祉施設		箇所			
		婦人保護施設		箇所			
		その他		箇所			
		計					
	医療施設	伝染病棟		棟			
		伝染病舎		棟			
		公的病院		箇所			
		私的病院		箇所			
		その他		箇所			
		計					
	環境衛生施設	水道施設		箇所			
		清掃施設		箇所			
		その他		箇所			
		計					
	総計						
	商 工 労 働	中小企業	建物（住宅部分を除く）		棟		
			関係設備		箇所		
			商品、原材料、仕掛品		箇所		
その他				箇所			
計							
工鉱業		建物		箇所			
		関係設備		箇所			
		製品、原材料、仕掛品		箇所			
		その他		箇所			
		計					

関係施設	観光施設	ホテル・旅館		箇所		
		観光施設		箇所		
		その他		箇所		
		計				
総計						
農林関係被害	施設	共同利用施設	畜産関係		箇所	
			蚕糸関係		箇所	
			陶芸関係		箇所	
			入植関係		箇所	
			その他		箇所	
		計				
	施設	非共同利用施設	畜産関係		箇所	
			蚕糸関係		箇所	
			陶芸関係		箇所	
			入植関係		箇所	
			その他		箇所	
	計					
	係	牧草地		ha		
		牧野施設		ha		
		果樹、桑園・茶園の団体被		ha		
		地方公共団等の施設				
	被害	地方公共団等の施設	畜産関係		箇所	
			蚕糸関係		箇所	
			陶芸関係		箇所	
			入植関係		箇所	
			その他		箇所	
			計			
	合計					
		水陸稲		ha・t		
		麦類		ha・t		
		野菜		ha・t		
		果樹		ha・t		

農 林 関 係	農 畜 産 物 等	農 作 物 関 係	工 芸 作 物		ha・ t		
			茶		ha・ t		
			桑		ha・ t		
			飼 料 作 物		ha・ t		
			そ の 他				
			計				
	家 畜 等	家 畜	家 畜				
			畜 産 物				
			繭				
			そ の 他				
計							
貯 蔵 品 ・ 加 工 物							
合 計							
水 産 関 係	水 産 関 係	漁 港		箇所			
		漁 船		隻			
		漁 其		件			
		共 同 利 用 施 設		箇所			
		非 共 同 利 用 施 設		箇所			
		養 殖 施 設		箇所			
		養 殖 物					
		漁 協（連 合 会）在 庫 物					
		そ の 他					
		合 計					
耕 地 関 係	農 地	田	流 失 埋 没		ha		
			冠 水		ha		
		畑	流 失 埋 没		ha		
			冠 水		ha		
	計						
	農 業 用 施 設	た め 池		箇所			
		頭 首 工		箇所			
		水 路		箇所			
堤 と う			箇所				
道 路			箇所				

農 林 関 係 被 害			橋りょう		箇所				
			掲水場		箇所				
			その他		箇所				
		計							
	林 業 関 係	山	地	崩壊		ha			
				林道	道		箇所		
		橋りょう			箇所				
		林産物	木	材		.			
				立木		ha			
				木炭		俵			
			薪	その他			東		
				計					
				一般林業施設			箇所		
		木炭施設	その他			箇所			
			計						
			合計						
		総計							
		土 木 関 係 被 害	国庫負担工事	県	河川		箇所		
					砂防		箇所		
道路					箇所				
橋りょう					箇所				
湖岸					箇所				
港湾					箇所				
計									
市町村工事	市町村				河川		箇所		
			砂防		箇所				
			道路		箇所				
			橋りょう		箇所				
			湖岸		箇所				
			港湾		箇所				
			漁港		箇所				
			計						

土木 関 係 被 害	単 独 工 事	県 工 事	河 川		箇所		
			砂 防		箇所		
			道 路		箇所		
			橋 り よ う		箇所		
			湖 岸		箇所		
			港 湾		箇所		
			漁 港		箇所		
			計				
	一 般 都 市 施 設		箇所				
	そ の 他		箇所				
総 計							
文 教 関 係 被 害	学 校 関 係	幼 稚 園		校			
		小 学 校		校			
		中 学 校		校			
		高 等 学 校		校			
		そ の 他 の 学 校		校			
		計					
	社 会 教 育 設	公 民 館		箇所			
		そ の 他		箇所			
		計					
		国 宝		件			
		重 文		件			
		史 跡 名 物		件			
		天 然 記 念 物		箇所			
		県 指 定 文 化 財		箇所			
		市 指 定 文 化 在		箇所			
		計					
	総 計						
総 合 計							

## (3) 様式 12 号「世帯構成員別被害状況報告書」

					愛 荘 町	
区	区 分	全壊 (焼)	流 失	半壊 (焼)	床上浸水	
世帯構成員別世帯数	1人世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	
	2人世帯					
	3人世帯					
	4人世帯					
	5人世帯					
	6人世帯					
	7人世帯					
	8人世帯					
		計				
構成内訳	大人	男				
		女				
	小人	男				
		女				
児童生徒	小学生					
	中学生					

(4) 様式 13 号「水道事故報告書」

水道事業者名

彦根健康福祉センター

印

水道名称		事業所所在地			
発生年月日	年 月 日	発生原因			
事業完成年月日	年 月 日	現在給水人口	人	計画給水人口	人
事故状況 (詳細に)					
応急措置	年 月 日	備考			
被害額	円				
対策					
復旧予定年月日					

(5) 様式 14 号「学校給食用物資被害報告」

小 学 校  
○○ 年 月 日現在

区分	物 資 名	数 量	包 装	購 入 単 価	金 額 (A)	発 生 場 所	諸 経 費 (B)	計 (A)+(B)
流 失 ・ 焼 失								
埋 没								

(6) 様式 15 号「町有財産被害集計表」

第 1 表

町 有 財 産 被 害 集 計 班				
区分	機 関 名	被 害 施 設 名	復旧額または被害額	備 考
建          物				

第2表

町 有 財 産 被 害 集 計 班				
区分	機 関 名	主 な 物 品 名	復旧額または被害額	備 考
建				
物				

(7) 様式 16 号「町有財産被害状況報告書」

第 1 表

建 物 被 害 状 況 報 告 書 ( 機 関 名 )							
区分	工事修繕名	被害状況	復 旧 見 込				備 考
			数 量	単 位	単 価	金 額	
庁							
舎							
	合 計						

- (注) 1 敷地機械器具、車両についても本様式により作成すること。  
 2 復旧する見込みのないものは損害額を記入すること。  
 3 必要に応じ写真等を添付すること。



## (8) 様式 17 号「農林関係被害状況報告書」

町  
県事務所発信責任者  
交信責任者

月 日 時 分 現在

被害種類		被害規模		被害数量	被害額(千円)	備考
耕 地	田	冠水	滞水によるもの	ha		
		流水によるもの	ha			
		洩水	滞水によるもの	ha		
		流水によるもの	ha			
		合計	滞水によるもの	ha		
		流水によるもの	ha			
	畑	冠水	滞水によるもの	ha		
		流水によるもの	ha			
		洩水	滞水によるもの	ha		
		流水によるもの	ha			
その他農作物	いも類	t				
	果樹	t				
	茶樹	t				
	桑樹	t				
	そ菜	t				
	花き	本				
	飼料作物	t				
	たばこ	t				
	その他					
	小計					
林産物その他山林関係	立木	・				
	流失木	・				
	薪炭	東俵				
	苗圃	ha				
	その他					
小計						
農林関係施設	林道(橋)	箇所	m			
	その他林道施設	箇所				
	農道(橋)	箇所	m			
	ため池	箇所				
	水路	箇所	m			
	頭首工(弁堰)	箇所	m			
	堤とう	箇所	m			
	揚排水施設	箇所				
	農業共同利用施設	件				
	その他の施設	件				
小計						

10 防疫関係

(1) 災害状況報告書（様式1号）

災 害 状 況 報 告 書

受信者氏名		受信日時	〇〇 年 月 日
送信者氏名		所属課署	

第\_\_報

報告 機関名		発生 年月日	年 月 日	月 日	現在の 時 状 況		災害の 原因	
-----------	--	-----------	-------	-----	--------------	--	-----------	--

1 被害の概要

市町村名	全戸数	全壊	半壊	流出	床上浸水	床下浸水	計	被害率	ねずみ族昆虫駆除地域指定	代執行の必要の有無	災害救助法適用の有無	発生患者数				備考
												患者	疑似	保菌者	計	

- 2 伝染病予防法施行令第8条第4号によるそ族昆虫駆除に関する地域指定の要否
- 3 伝染病予防法第27条による代執行の必要の有無
- 4 災害防疫所要経費概算額
- 5 伝染病隔離病舎の被害の概略
- 6 その他参考となる事項

(2) 防疫活動実施状況報告書（様式2号）

防疫活動実施状況報告

約束番号		1				2				3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
月	区	赤痢患者 発生数				前年同期 赤痢患者 発生数				防・応援 活動を除く・ している市町村 数	防・応援 活動を除く・ している保健所 数	む・の防疫活動 従事者数 保健所職員・雇 上職員を含む	本の防疫活動 従事者数 本庁職員・雇 上職員を含む	清潔方法 を行った戸数	消毒方法 を行った戸数	ねずみ族昆虫 駆除を行った戸 数	伝供給を受け た人員 災害救助法に よる飲料水の 供	給を受けた人 員	検病調査人 員	細菌検査実 施件数	集団避難所 数	集団避難所 の収容人員	備考		
		真 症	疑 似	保 菌者	死 者	真 症	疑 似	保 菌者	死 者																
日	分																								
		／	当日																						
／	累計																								
／	当日																								
／	累計																								
／	当日																								
／	累計																								
／	当日																								
／	累計																								
計	週間																								
	累計																								

(注) 報告に際しての注意事項

- ① 「1 赤痢患者発生数」とは、り災市町村における赤痢患者発生数をいう。
- ② 「2 前年同期赤痢患者発生数」とは、「1 赤痢患者発生数」に対応する期間内に同地域に発生した患者数をいう。
- ③ 「7 清潔方法を行った戸数」、「8 消毒方法を行った戸数」および「9 そ族昆虫駆除を行った戸数」とは、伝染病予防法の規定により、市町村または都道府県が実施したものをいう。
- ④ 「16 備考」には、り災地域における赤痢以外の法定伝染病患者数、臨時隔離病舎設置数、同収容患者数および代執行による実施戸数（清潔方法、消毒方法、そ族昆虫駆除の別に再掲）その他防疫活動に必要なと認める事項を報告すること。
- ⑤ 防疫活動終了のときは、その旨報告すること。
- ⑥ 防疫活動状況報告の第1回分には、防疫活動の実施計画の概要を併せて報告すること。

## IV 参考

### 1 愛荘町防災会議条例

#### 愛荘町防災会議条例

平成 18 年 2 月 13 日

条例第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務および組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 町地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長および委員)

第 3 条 防災会議は、会長および委員 20 人以内をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる機関団体から町長が任命する者をもって充てる。

- (1) 滋賀県
- (2) 東近江警察署
- (3) 愛荘町議会
- (4) 愛荘町区長総代会
- (5) 愛知郡広域行政組合消防本部
- (6) 愛荘町消防団
- (7) 愛荘町教育委員会
- (8) 愛荘町
- (9) 町長が指定した公共機関および地方行政機関

6 前項第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、滋賀県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員および学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、平成18年2月13日から施行する

## 2 愛荘町災害対策本部条例

### 愛荘町災害対策本部条例

平成 18 年 2 月 13 日

条例第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長および現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付 則

この条例は、平成 18 年 2 月 13 日から施行する。

### 3 愛荘町水防協議会条例

#### 愛荘町水防協議会条例

平成 18 年 2 月 13 日

条例第 15 号

(設置)

第 1 条 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 33 条第 1 項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、水防計画を作成し、その実施を推進するとともに、水防に関する重要事項の調査、審議および関係機関に対する意見の陳述に関する事務を行う。

(組織)

第 3 条 協議会は、会長および委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命し、または委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 水防関係団体の代表者
- (3) 識見を有する者

(任期)

第 4 条 前条第 2 項第 1 号および第 2 号に規定する委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(会長および職務代理者)

第 5 条 会長は、町長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会長は、協議会を招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、建設課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 18 年 2 月 13 日から施行する。

## 4 愛荘町防災行政無線施設条例

### 愛荘町防災行政無線施設条例

平成18年2月13日

条例第16号

(設置)

第1条 災害等非常緊急時における通報および広報活動を迅速かつ正確に行い、併せて日常の行政連絡事務の円滑化を図るため、防災行政無線施設（以下「無線施設」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、用語の意義は、次に定めるもののほか、電波法(昭和25年法律第131号)および電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)に定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備および無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (2) 無線設備 無線電信、無線電話その他電波を送り、または受けるための電氣的設備をいう。
- (3) 同報系親局 屋外拡声子局および戸別受信機を相手方として、同報通信業務を行う無線局をいう。
- (4) 同報系遠隔制御装置 有線回路により、同報系親局を操作して、屋外拡声子局および戸別受信機に情報を送る通信操作を行う装置をいう。
- (5) 屋外拡声子局 同報系親局からの電波を受けて、拡声装置により情報伝達のため屋外に設置する作動確認機能を持つ送受信設備をいう。
- (6) 戸別受信機 同報系親局からの電波を受けて、情報を伝達する外部アンテナおよび屋内に設置する受信設備をいう。

(無線設備の設置場所)

第3条 無線設備は、次に掲げる場所に設置する。

- (1) 同報系親局 町役場(愛知川庁舎・秦荘庁舎)
- (2) 同報系遠隔制御装置 町役場および町内において町長が必要と認めた場所
- (3) 屋外拡声子局 町内において町長が必要と認めた場所
- (4) 戸別受信機 町内において町長が設置を承認した住居、事業所または公共施設等

(業務)

第4条 無線施設の業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害予防、災害応急対策、災害復旧その他緊急を要する情報の伝達
- (2) 町の公示事項および広報事項の伝達
- (3) 国、県その他公共機関からの周知事項の伝達
- (4) その他町長が必要と認める事項の伝達

(業務区域)

第5条 防災行政無線の業務を行う区域は、町全域とする。

(戸別受信機の貸与)

第6条 戸別受信機は、町内の住居、事業所または公共施設等ごとに、それぞれ世帯主、事業主または管理者（以下「借受者」という。）の申請に基づいて貸与する。

2 戸別受信機の貸与について町長の承認を受けた借受者は、規則で定めるところにより実費を負担するものとする。ただし、次に掲げる貸与については、負担は要しない。

- (1) 町内に住所を有する世帯主への戸別受信機1台の貸与
- (2) 事業所の事業主への戸別受信機1台の貸与
- (3) 公共施設等の管理者への戸別受信機の貸与
- (4) その他町長が必要と認めた戸別受信機の貸与

(損害賠償)

第7条 何人も故意または過失により無線設備に損傷を加えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、防災行政無線の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の防災行政無線施設の設置および管理に関する条例(平成14年秦荘町条例第25号)または防災行政無線施設の設置および管理に関する条例(平成13年愛知川町条例第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

## 5 愛荘町災害による被災者に対する町税の減免に関する条例

### 愛荘町災害による被災者に対する町税の減免に関する条例

平成18年2月13日

条例第56号

(趣旨)

第1条 災害による被災者に対して課する町民税、固定資産税および国民健康保険税の減免については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(町民税の減免)

第2条 災害により被害を受けた町民税の納税義務者（個人に限る。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該納税義務者に対して課する被災年度分の町民税について次の区分により軽減し、または免除する。

(1) 住家に被害を受けた納税義務者は、前年中における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（同法第313条第3項、第4項または第5項の規定を適用しない金額とする。以下「合計所得金額」という。）に応じて次に定めた率を当該納税義務者の所得割に乗じて得た額

被害の程度 (損害)	合計所得金額軽減または免除の割合		
	3,000,000 円未満	3,000,000 円以上 5,000,000 円未満	5,000,000 以上
全焼または全壊	全部	全焼または全壊	100 分の 50
半焼または半壊	100 分の 80	半焼または半壊	100 分の 30
床上浸水	100 分の 80	床上浸水	100 分の 30

(2) 農地に被害を受けた納税義務者は、10センチメートル以上の埋没、流失、崩壊等により作付不能または使用不能となった農地（以下「被害農地」という。）の面積が当該納税義務者の全耕作面積に対する割合に応じて、次に定めた率を合計所得金額のうち農業所得に係る所得割額に乗じて得た額

被害の程度	軽減または 免除の割合
被害面積が全耕作面積の 10 分の 5 以上であるとき	全 部
被害面積が全耕作面積の 10 分の 2 以上 10 分の 5 未満であるとき	100 分の 50

(3) 前号に該当しない納税義務者であっても被害農地が10アールを超える場合にあっては、合計所得金額のうち農業所得に係る所得割額に100分の50を乗じて得た額

(土地に対する固定資産税の減免)

第3条 災害により農地に被害を受けた固定資産税の納税義務者（個人に限る。以下同じ。）について、当該被害農地に対して課する被災年度分の固定資産税を免除する。ただし、被害面積が1アールに達しないときは減額しない。

2 災害により被害を受けた農地以外の土地に係る固定資産税については、前項の規定を準用する。

(家屋に対する固定資産税の減免)

第4条 災害により家屋に被害を受けた固定資産税の納税義務者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該家屋に対して課する被災年度分の固定資産税について、次の区分により軽減し、または免除する。

被害の程度	軽減または免除の割合
全壊流出埋没等により原形をとどめないときまたは復旧不能のとき	全 部
半壊または主要構造部分が著しく損傷し大修理を必要とすると認められるとき	100 分の 50

(国民健康保険税の減免)

第5条 災害により国民健康保険税の納税義務者が次の各号のいずれかに該当する場合には、被災年度の国民健康保険税について、次の区分により軽減する。

被害の程度	国民健康保険税の額軽減の割合	
	150,000 円未満の額	150,000 円以上の額
住家の全壊または半壊	100 分の 80	100 分の 50
住家の床上浸水	100 分の 50	100 分の 30

(減免の申請)

第6条 第2条から前条までの規定によって町税の減免を受けようとする者は、その都度減免申請書を提出しなければならない。

(減免の取消し)

第7条 町長は、虚偽の申請その他不正の行為により町民税、固定資産税または国民健康保険税の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害による被災者に対する町税の減免に関する条例(昭和40年秦荘町条例第15号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

## 6 愛荘町災害弔慰金の支給等に関する条例

### 愛荘町災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 18 年 2 月 13 日

条例第 105 号

#### 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
  - 第 2 章 災害弔慰金の支給(第 3 条―第 8 条)
  - 第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 9 条―第 11 条)
  - 第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 12 条―第 15 条)
  - 第 5 章 補則(第 16 条)
- 付則

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)および災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、ならびに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

##### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

#### 第 2 章 災害弔慰金の支給

##### (災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

##### (災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第11項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告または書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、または疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、または疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として、維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

第11条 第7条および第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類および程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）および住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失または流失した場合 350万円

(3) 第1号のウまたは前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

- 2 災害援護資金償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。
- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還または月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金および償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。

## 第5章 補則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年2月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年秦荘町条例第23号)または災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年愛知川町条例第30号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

付 則 (令和元年9月6日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年9月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条および第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

## 7 愛荘町消防団条例

### 愛荘町消防団条例

平成 18 年 2 月 13 日

条例第 137 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、消防団の設置、名称および区域ならびに法第 15 条の 2 第 2 項および法第 15 条の 6 第 1 項の規定に基づき、非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任免、給与、服務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(消防団の設置、名称および区域)

第 2 条 本町に消防団を設置し、その名称および区域は、次のとおりとする。

- (1) 名称 愛荘町消防団
- (2) 区域 愛荘町全域

(定員)

第 3 条 団員の定員は、142 人以内とする。

(任用)

第 4 条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は団長が、次の資格を有する者のうちから任用する。

- (1) 当該消防団の区域内に居住し、または勤務する者
- (2) 年齢 18 歳以上の者
- (3) 身体強健で素行善良なもの

(欠格条項)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 成年被後見人または被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 第 7 条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 6 月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第 6 条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、または免職することができる。

- (1) 勤務成績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれにたえない場合
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合

(4) 定数の改廃または予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 前条第3号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 当該消防団の区域外に転任し、または転住したとき。

(懲戒)

第7条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職または免職をすることができる。

(1) 消防に関する法令および条例または規則に違反したとき。

(2) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

第8条 分限および懲戒に関する処分の手続については、規則で定める。

(服務規律)

第9条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

第10条 団員であって10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては町長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第11条 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第12条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、または著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

(報酬)

第13条 団員には、次により報酬を支給する。

(1) 団長 年額 180,000円

(2) 副団長 年額 140,000円

(3) 分団長 年額 120,000円

(4) 副分団長 年額 100,000円

(5) 部長 年額 90,000円

(6) 機関班長 年額 80,000円

(7) 機関団員 年額 70,000円

(8) 班長 年額 60,000円

(9) 団員 年額 50,000円

(費用弁償)

第14条 団員が公務のため出張した場合、および第9条に定める出動の場合、愛荘町職員の旅費に関する条例(平成18年愛荘町条例第51号)を準用し、団長、副団長については8級相当職、その他の

団員については5級相当職とみなす費用弁償を支給する。ただし、水火災その他の災害による出動については、これを支給しない。

(公務災害補償)

第15条 団員が公務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または公務による負傷もしくは疾病により死亡し、身体障害を有することとなった場合においては、その団員またはその者の遺族もしくは被扶養者に対し損害を補償する。

2 公務災害補償の額および支給方法については、別に条例で定める。

(退職報償金)

第16条 団員が退職した場合においては、別に定める方法によりその者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給する。

2 退職報償金の額および支給方法については、別に条例で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和43年秦荘町条例第35号)または消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和43年愛知川町条例第35号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の前日までにした行為に対する懲戒の適用については、なお合併前の条例の例による。

## 8 東近江行政組合格約

### 東近江行政組合格約

(昭和 47 年 4 月 1 日)

(県指令地第 471 号)

改正 昭和 50 年 8 月 1 日県指令自振第 30 号  
昭和 52 年 2 月 14 日県指令八県第 68 号  
昭和 52 年 10 月 28 日県指令八県第 571 号  
昭和 53 年 3 月 31 日県指令八県第 211 号  
昭和 55 年 3 月 31 日県指令八県第 218 号  
昭和 62 年 11 月 7 日県指令市振第 1682 号  
平成 3 年 3 月 1 日県指令市振第 402 号  
平成 4 年 4 月 31 日県指令市振第 551 号  
平成 5 年 6 月 17 日県指令市振第 1165 号  
平成 10 年 1 月 12 日県指令市振第 61 号  
平成 11 年 4 月 1 日県指令市振第 1168 号  
平成 17 年 1 月 31 日県指令合支第 8 号  
平成 17 年 11 月 8 日県指令自振第 30 号  
平成 19 年 2 月 23 日県指令自振第 15 号  
平成 22 年 2 月 17 日県指令自振第 6 号  
平成 22 年 8 月 10 日県指令自振第 34 号  
平成 24 年 3 月 30 日県指令自振第 13 号  
平成 26 年 1 月 31 日県指令市振第 2 号

### 第 1 章 総則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、東近江行政組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、次の市町（以下「組合市町」という。）をもって組織する。

近江八幡市

東近江市

日野町

竜王町

愛荘町

(平 17 県指令 8・平 17 県指令 30・平 22 県指令 34・平 24 県指令 13・一部改正)

(共同処理する事務)

第 3 条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

- (1) ふるさと市町村圏計画の策定に関する事務
- (2) ふるさと市町村圏計画の実施についての連絡調整に関する事務
- (3) ふるさと市町村圏計画に基づく次に掲げる地域振興整備事業の実施に関する事務

ア広域交通網調査、研究事業

第1編総規（東近江行政組合格約）

イ広域人材活用育成事業

ウ広域観光事業

エ広域文化、スポーツ振興事業

オ広域産業振興事業

カ広域福祉事業

(4) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成4年法律第76号)に基づく基本的な計画の作成及び変更並びに計画に基づく事業の実施及び実施についての連絡調整に関する事務

(5) 消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。）

(6) 休日急患診療所の設置及び管理運営に関する事務

(7) 地域医療支援センターの建築及び施設管理に関する事務

（平24 県指令13 1号追加）

(8) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)、火薬類取締法施行令(昭和25年政令第323号)及び火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)に基づく事務のうち、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成18年滋賀県条例第71号)第2条の規定により市町が処理することとされた事務

（平26 県指令2・1号追加）

2 前項に規定する事務を共同処理する組合市町については、次の表のとおりとする。

（平17 県指令8・1項追加平24 県指令13・一部改正）

共同処理する事務関係組合市町

第1号から第4号まで、第6号及び第7号に掲げる事務

近江八幡市東近江市日野町竜王町

第5号及び第8号に掲げる事務近江八幡市東近江市日野町竜王町愛荘町

（平成26 県指令2・一部改正）

（事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、東近江市東今崎町5番33号に置く。

（平17 県指令8・一部改正）

第1編総規（東近江行政組合格約）

## 第2章 組合の議会

（議会の組織）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は18人とし、組合市町の定数は、次のとおりとする。

近江八幡市5人

東近江市7人

日野町2人

竜王町2人

愛荘町2人

(平 17 県指令 8・平 17 県指令 30・平 22 県指令 34・平 24 県指令 13 一部改正)

(議員の選挙)

第 6 条 組合議員は、組合市町の議会において当該組合市町の議会の議員のうちから選挙する。

2 前項の選挙が終わったときは、組合市町の長は直ちにその結果を組合の管理者に通知しなければならない。

(補欠選挙)

第 7 条 組合議員に欠員を生じたときは、関係組合市町は直ちに補欠選挙を行わなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

(組合議員の任期)

第 8 条 組合議員の任期は、組合市町の議会の議員の任期による。

(特別議決)

第 8 条の 2 組合の議会の議決すべき事件のうち、組合市町の一部の市町に係るものの議決については、当該事件に関係する市町の議会から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

(平 24 県指令 13 1 条追加)

(議会の議長及び副議長)

第 9 条 組合の議会に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、組合の議会において組合議員の中から選挙する。

第 1 編総規 (東近江行政組合格約)

3 議長及び副議長の任期は、組合議員としての任期による。

### 第 3 章 執行機関

(執行機関の組織)

第 10 条 組合に管理者及び副管理者を置く。

(平 17 県指令 8・平 17 県指令 30・平 19 県指令 15・一部改正)

(管理者及び副管理者)

第 11 条 管理者は、組合の議会において組合市町の長のうちからこれを選任する。

2 副管理者は、管理者以外の組合市町の長及び管理者の属する組合市町の副市町長 (管理者の属する組合市町に 2 人以上の副市町長が置かれている場合は、管理者の指定する副市町長とする。以下同じ。) をもって充てる。

3 管理者は、組合を代表し、その事務を総理する。

4 副管理者は、管理者を補佐し管理者に事故あるとき、又は欠けたときは、管理者があらかじめ定めた者がその職務を代理する。

(平 19 県指令 15・一部改正)

(管理者及び副管理者の任期)

第 12 条 管理者及び副管理者の任期は、当該組合市町の長又は副市町長の在任期間とする。

(平 19 県指令 15・一部改正)

(会計管理者)

第 13 条 組合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、管理者の属する市町の会計管理者をもって充てる。

3 会計管理者は、組合の会計事務をつかさどる。

4 会計管理者に事故あるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による当該市町の会計管理者の職務を代理する者がその職務を代理する。

（平 19 県指令 15・一部改正）

（職員）

第 14 条 第 10 条及び前条に定める者を除くほか、組合に職員を置く。

2 組合の一般職の職員の定数は条例で定める。

（平 19 県指令 15・一部改正）

（監査委員）

第 15 条 組合に監査委員 2 人を置く。

第 1 編総規（東近江行政組合格約）

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て組合議員及び識見を有する者のうちからそれぞれ 1 人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有するものうちから選任される者にあつては 4 年とし、組合議員のうちから選任された者にあつては組合議員の任期による。

#### 第 4 章 組合の経費

（経費の支弁）

第 16 条 組合の経費は、組合市町の負担金、財産運用収入、手数料及びその他の収入をもって支弁する。

2 前項の負担金は、次の各号に定める基準に従い組合市町の長の協議で定める割合により、組合市町に分賦する。ただし、休日急患診療所建築費及び第 3 条第 1 項第 7 号の事務に要する経費に係る負担金の分賦については、組合市町の長の協議により別に定める。

(1) 第 3 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び組合の事務管理に要する経費均等割及び人口割

(2) 第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の事務に要する経費均等割、人口割及び特別負担金

(3) 第 3 条第 1 項第 5 号の事務に要する経費当該会計年度の地方交付税に係る消防費基準財政需要額

(4) 第 3 条第 1 項第 6 号の事務に要する経費均等割、人口割及び利用割

（平 24 県指令 13 一部改正）

#### 付 則

1 この規約は、設立許可のあった日から施行する。

2 この規約施行の際、現に組合の議員選挙の手続きが開始されるものについては、第 6 条第 1 項の規定により選挙されたものとみなす。

3 昭和 47 年度における組合市町の負担金については、第 16 条の規定にかかわらず管理者が組合議会の議決を得て別に定める。

付則（昭和 50 年 8 月 1 日県指令自振第 30 号）

この規約は、県知事の許可のあった日から施行する。

第 1 編総規（東近江行政組合格約）

付則（昭和 52 年 2 月 14 日県指令八県第 68 号）

この規約は、許可のあった日から施行する。

付則（昭和 52 年 10 月 28 日県指令八県第 571 号）

この規約は、許可のあった日から施行する。

付則（昭和 53 年 3 月 31 日県指令八県第 211 号）

この規約は、許可のあった日から施行する。

付則（昭和 55 年 3 月 31 日県指令八県第 218 号）

この規約は、許可のあった日（昭和 55 年 3 月 31 日）から施行する。

付則（昭和 62 年 11 月 7 日県指令市振第 1682 号）

この規約は、許可のあった日から施行する。

付則（平成 3 年 3 月 1 日県指令市振第 402 号）

1 この規約は、滋賀県知事の許可のあった日から施行する。

2 組合は、平成 3 年 2 月 28 日をもって解散する湖東伝染病舎組合、近江八幡市外 3 ケ町伝染病舎組合および中部地域広域市町村圏協議会の事務を継承する。

付則（平成 4 年 3 月 31 日県指令市振第 551 号）

この規約は、許可のあった日から施行する。

付則（平成 5 年 6 月 17 日県指令市振第 1165 号）

この規約は、滋賀県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 10 年 1 月 12 日県指令市振第 61 号）

この規約は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 11 年 4 月 1 日県指令市振第 1168 号）

この規約は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付則（平成 17 年 1 月 31 日県指令合支第 8 号）

（施行期日）

1 この規約は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

（経過措置）

2 平成 17 年 2 月 11 日から平成 17 年 10 月 31 日までの間における改正後の第 5 条の規定の適用については、同条中「18 人」とあるのは「21 人」と、「東近江市 4 人」とあるのは「東近江市 7 人」とする。

第 1 編総規（東近江行政組規約）

付則（平成 17 年 11 月 8 日県指令自振第 30 号）

この規約は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

付則（平成 19 年 2 月 23 日県指令自振第 15 号）

（施行期日）

1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（収入役に関する経過措置）

2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、変更後の規約第 10 条及び第 13 条の規定は適用せず、変更前の規約第 10 条、第 12 条及び第 13 条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、変更前の規約第 13

条中「助役」とあるのは、「副市町長」とする。

付則（平成 22 年 2 月 17 日県指令自振第 6 号）

この規約は、平成 22 年 3 月 20 日から施行する。

付則（平成 22 年 8 月 10 日県指令自振第 34 号）

（施行期日）

1 この規約は、滋賀県知事の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の日から平成 23 年 4 月 29 日までの間における改正後の第 5 条の規定の適用については、同条中「15 人」とあるのは「16 人」と、「近江八幡市 5 人」とあるのは「近江八幡市 6 人」とする。

付則（平成 24 年 3 月 30 日県指令自振第 13 号）

この規約中第 1 条の規定は滋賀県知事の許可のあった日から、第 2 条の規定は平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

付則（平成 26 年 1 月 31 日県指令市振第 2 号）

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 9 愛知郡広域行政組合格約

### 愛知郡広域行政組合格約

昭和 50 年 4 月 1 日  
滋賀県指令地第 426 号

最終改正 平成19年1月18日  
県指令自振第1号

#### 第 1 章 総則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、愛知郡広域行政組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 この組合は、次の市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

東近江市  
愛荘町

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 この組合は、関係市町（東近江市については、平成 17 年 2 月 11 日合併前の愛東町および湖東町の区域に限る。）の区域内において、次に掲げる事務を協同処理する。

- (1) 廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、一般廃棄物のうちごみの中間処理および最終処分ならびに処理施設の設置および管理運営に関する事務
- (2) 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）および消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の定めるところによる消防事務（消防団に関する事務を除く。）
- (3) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）および地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の定めるところによる水道事業に関する事務
- (4) 休日夜間診療に関する事務
- (5) 墓地、埋葬等に関する法律に定める火葬場（愛荘町長野 960 番地の「愛知郡広域斎場」に限る。）の設置および管理運営に関する事務

(事務所の所在地)

第 4 条 この組合の事務所は、東近江市小八木町 16 番地に置く。

#### 第 2 章 組合の議会

(議会の組織)

第 5 条 この組合の議会（以下「組合議会」という。）の議員の定数は 8 人とし、関係市町の定数は次のとおりとする。

東近江市 4 人  
愛荘町 4 人

(議員の選挙)

第 6 条 組合議会の議員は、関係市町の議会においてその議員の中からそれぞれ選挙する。

- 2 選挙を行うべき事由が生じたときは、組合の管理者は、選挙の期日を定めて関係市町の長に通知しなければならない。
- 3 第1項の選挙が終わったときは、関係市町の長は、ただちにその結果を組合の管理者に通知しなければならない。

(議員の任期)

第6条の2 組合議会の議員の任期は、関係市町の議会の議員の任期による。

(補欠選挙)

第7条 組合議会の議員に欠員を生じたときは、当該欠員となった議員を選挙した関係市町の議会は直ちに補欠選挙を行わなければならない。

- 2 第6条第2項および第3項の規定は、前項の場合について準用する。

### 第3章 組合の執行機関

(執行機関の組織)

第8条 組合に管理者および副管理者を置く。

- 2 前項に定める者を除くほか、組合に会計管理者および職員を置き、その定数は、条例で定める。

(執行機関の選任等)

第9条 管理者は、関係市町の長の互選により、これを定める。

- 2 副管理者は、管理者以外の関係市町の長をもって充てる。
- 3 管理者および副管理者の任期は、関係市町の長の在任期間とする。
- 4 会計管理者は、管理者の属する市町の会計管理者をもって充てる。
- 5 前条第2項に定める職員（前項に定める職員を除く。）は、管理者が任免する。

(監査委員の組織および選任)

第10条 この組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、組合議会の議員および識見を有する者のうちから各1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合議会のうちから選任される者にあつては組合議員の任期とし、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。

### 第4章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第11条 この組合の経費は、次の収入をもって支弁する。

- (1) 関係市町の分担金および出資金
- (2) 補助金
- (3) 事業収入
- (4) その他の収入

2 前項第1号に規定する関係市町の分担金および出資金の分賦割合は、組合の議会の議決で定める。

付則

この規約は、許可の日から施行する。

付則（昭和51年県指令地第324号）

この規約は、許可の日から施行する

付則（昭和56年県指令市振第1333号）

この規約は、許可の日から施行する。

付則（昭和61年県指令市振第647号）

この規約は、許可の日から施行する。

付則（昭和61年県指令市振第1185号）

この規約は、許可の日から施行する。

付則（昭和62年県指令市振第309号）

この規約は、許可の日から施行する。

付則（平成4年県指令市振第446号）

この規約は、許可の日から施行する。

付則（平成7年県指令市振第379号）

この規約は、許可の日から施行する。

付則（平成10年組合同規約第1号）

この規約は、許可の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

付則（平成11年組合同規約第1号）

この規約は、平成12年1月1日から施行する。

付則（平成17年県指令合支第4号）

この規約は、平成17年2月11日から施行する。

付則（平成17年県指令自振第27号）

（施行期日）

この規約は、平成18年2月13日から施行する。

付則（平成17年組合同規約第2号）

この規約は、平成18年2月13日から施行する。

付則（平成19年県指令自振第1号）

（施行期日）

1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

（収入役に関する経過措置）

2 この規約の施行の際、現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例による。

3 前項の場合においては、改正後の規約第8条および第9条の規定は適用せず、改正前の規約第8条および第9条の規定は、なおその効力を有する。

## 10 湖東広域衛生管理組合同規約

### 湖東広域衛生管理組合同規約

昭和 49 年 8 月 12 日  
規約第 3 号

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、湖東広域衛生管理組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 この組合は、次の市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

東近江市  
愛荘町  
豊郷町  
甲良町  
多賀町

(組合の共同処理する事務及び区域)

第 3 条 この組合の共同処理する事務及び区域は、別表のとおりとする。

(組合事務所の位置)

第 4 条 この組合の事務所は、犬上郡豊郷町大字八町 500 番地に置く。

(議会の組織)

第 5 条 この組合の議会議員（以下「組合の議員」という。）の定数は、14 人とし、関係市町の定数は次のとおりとする。

東近江市 4 人  
愛荘町 4 人  
豊郷町 2 人  
甲良町 2 人  
多賀町 2 人

(議員の選挙)

第 6 条 組合の議員は、関係市町の議会において議員の中から選挙する。

2 前項の選挙が終わったときは、関係市町長は直ちにその結果を組合の管理者に通知しなければならない。

(補欠選挙)

第 7 条 組合の議員に欠員を生じたときは、補欠選挙を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の選挙に準用する。

(執行機関の組織)

第8条 組合に管理者及び副管理者を置く。

2 前項に定める者を除くほか、組合に会計管理者その他の職員を置き、その定数は、条例で定める。

(執行機関の選任等)

第9条 管理者は、関係市町の長の互選により、これを定める。

2 副管理者は、管理者以外の関係市町の長をもって充てる。

3 管理者に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ管理者が指定した副管理者がその職務を代理する。

4 管理者及び副管理者の任期は、関係市町の長の在任期間とする。

5 前条第2項に定める職員は、管理者が任免する。

(監査委員の選任)

第10条 この組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合の議員及び識見を有する者のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 識見を有する者から選任される監査委員の任期は4年とする。

(経費の支弁の方法)

第11条 この組合の経費は、関係市町の負担金、補助金、手数料及びその他の収入をもってこれに充てる。

(負担金の割合)

第12条 管理者は、前条の負担金の割合については、組合の議会の議決を得て決める。

付 則

この規約は、許可の日から施行する。

付 則 (昭和55年県指令彦県第157号)

この規約は、許可の日から施行する。

付 則 (平成3年県指令市振第417号)

この規約は、平成3年4月1日から施行する。

付 則 (平成4年滋賀県指令市振第1183号)

この規約は、許可の日から施行する。

付 則 (平成5年県指令市振第774号)

この規約は、許可の日から施行する。

付 則 (平成12年県指令市振第259号)

- 1 この規約は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この組合は、愛知郡広域行政組合に属する可燃ごみ及び廃乾電池の処分を行う施設の設置、運営及び管理に関する事務一切の権利義務を承継する。

付 則（平成 13 年県指令市振第 350 号）

この規約は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 17 年県指令合支第 5 号）

この規約は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

付 則（平成 17 年県指令自振第 28 号）

この規約は、平成 18 年 2 月 13 日から施行する。

付 則（平成 18 年県指令自振第 24 号）

この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

- 2 この規約の施行の際、現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、改正後の規約第 8 条及び第 9 条の会計管理者に係る規定は適用せず、改正前の規約第 8 条及び第 9 条の収入役に係る規定は、なおその効力を有する。

別表(第 3 条関係)

共同処理する事務	共同処理する事務の区域
(1) 一般廃棄物のうち、し尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬及び処分並びに可燃ごみ及び廃乾電池の処分を行う施設の設置、運営及び管理に関する事務	関係市町の区域内（東近江市については、平成 17 年 2 月 11 日合併前の愛東町及び湖東町の区域に限る。）
(2) 心身障害児通園事業に関する事務	
(3) 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 15 条に規定する市町村審査会に関する事務	関係市町のうち東近江市を除く区域内

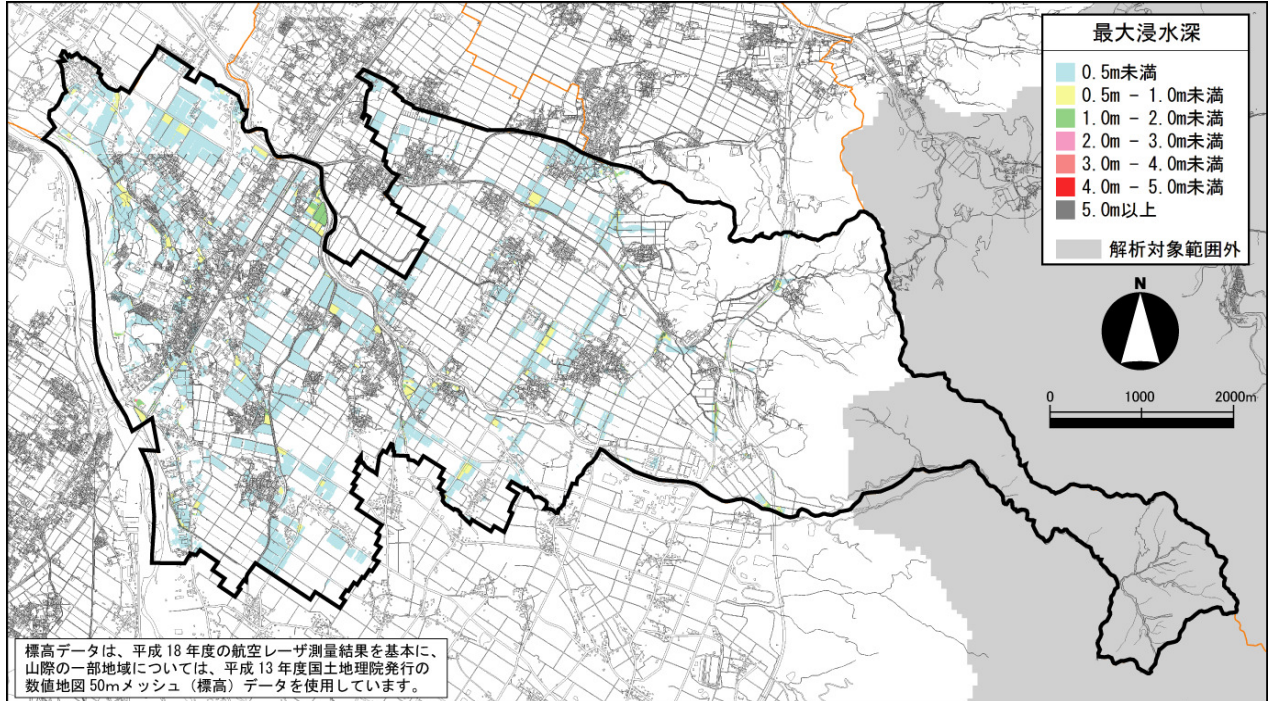
○湖東広域衛生管理組合構成市町の負担金割合について

費 目	割 合	備 考
(1) 経 常 経 費	人口割 70% 均等割 30%	<p>人口割の基礎となる数値は、当該年度直近の施行済み国勢調査人口による。ただし、組合規約第 3 条に掲げる別表(1)及び(2)に定める関係市町の区域内の人口とする。</p> <p>均等割は、東近江市及び愛荘町がそれぞれ 7 分の 2 を、豊郷町、甲良町及び多賀町がそれぞれ 7 分の 1 を負担する。</p> <p>し尿処理費の利用割の基礎は、前年の 1 月 1 日から 12 月末日までの期間のし尿等の搬入量による。</p> <p>塵芥処理費の利用割の基礎は、前年の 1 月 1 日から 12 月末日までの期間のごみ等の搬入量による。</p>
(2) し 尿 処 理 費	人口割 20% 均等割 20% 利用割 60%	
(3) 塵 芥 処 理 費	人口割 20% 均等割 20% 利用割 60%	
廃乾電池 処 分 費	利用割 100%	
(4) 心身障害児通園事業	人口割 50% 均等割 50%	
(5) 認定審査会事業	人口割 50% 均等割 50%	<p>人口割の基礎となる数値は、当該年度直近の施行済み国勢調査人口による。ただし、組合規約第 3 条に掲げる別表(3)に定める関係市町の区域内の人口とする。</p> <p>均等割は、愛荘町が 5 分の 2 を、豊郷町、甲良町及び多賀町がそれぞれ 5 分の 1 を負担する。</p>

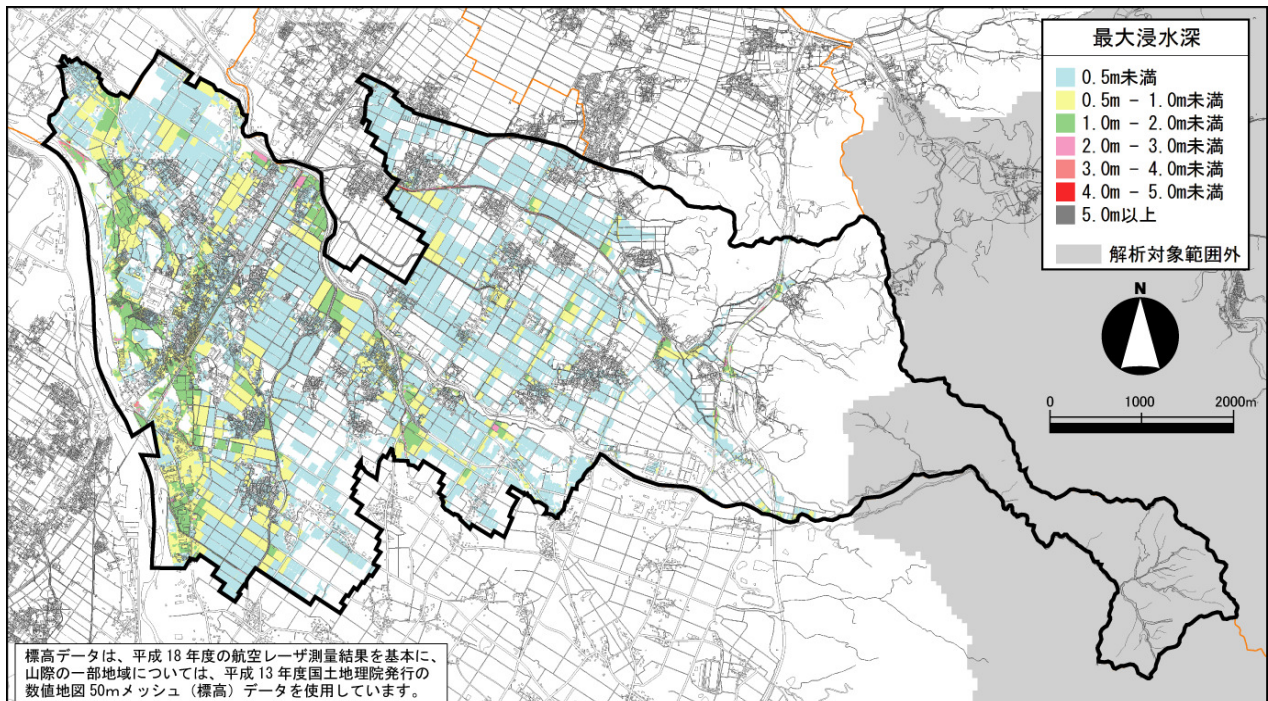
## 11 地先の安全度マップ（浸水深図）

＜滋賀県公表（平成 25 年 3 月 12 日）の「大雨が降った場合に想定される浸水深さを表した図」を基に作成＞

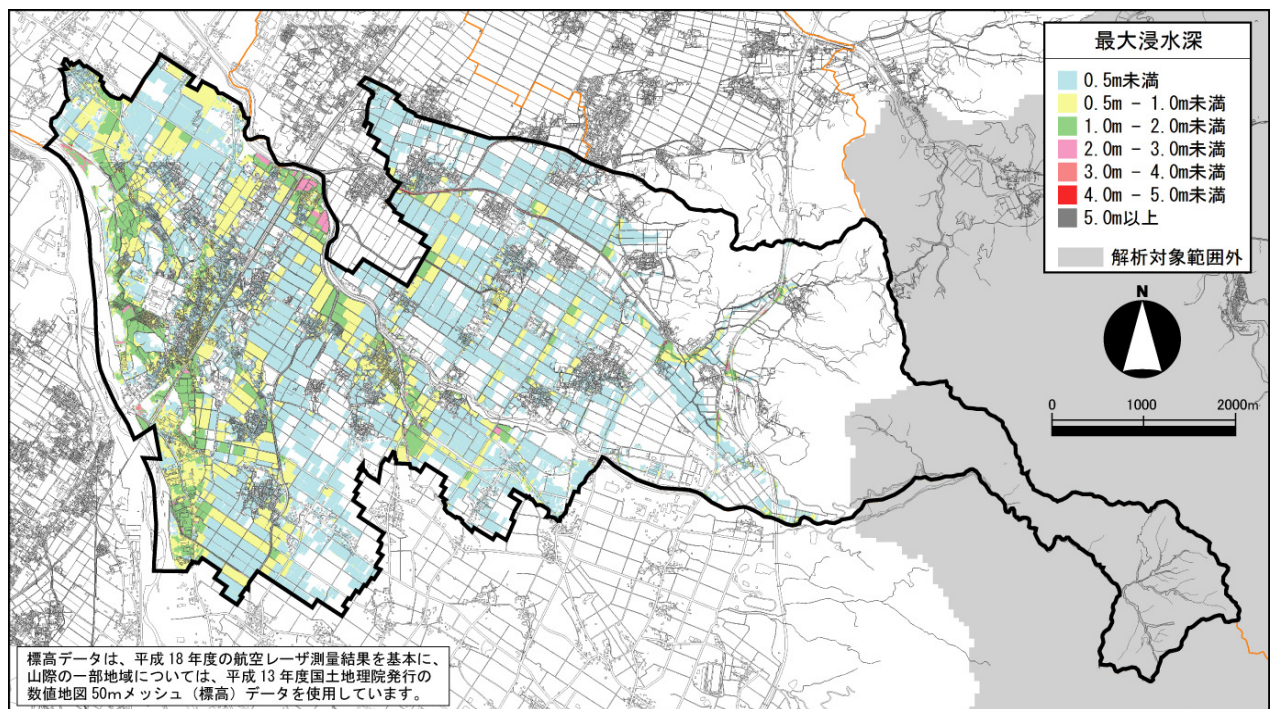
(1) 10 年に一度の大雨が降った場合（時間 50 mm程度）



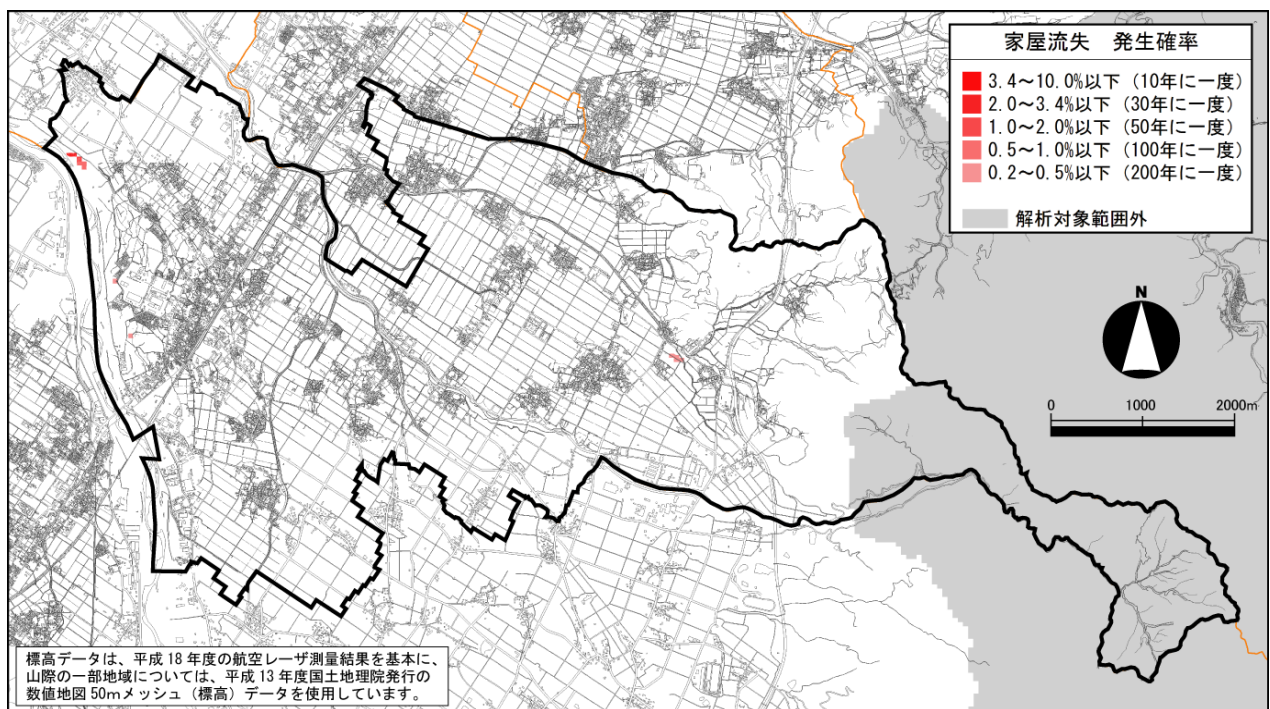
(2) 100 年に一度の大雨が降った場合（時間 109 mm程度）



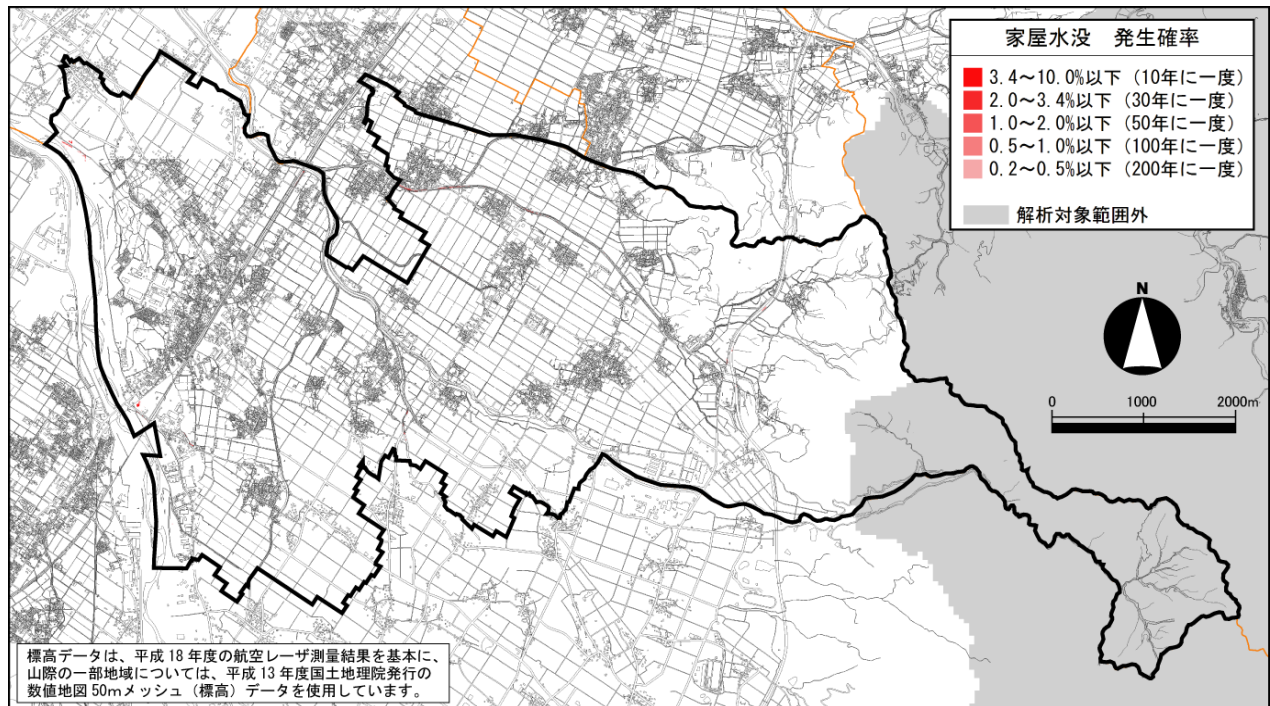
(3) 200年に一度の大雨が降った場合（時間131mm程度）



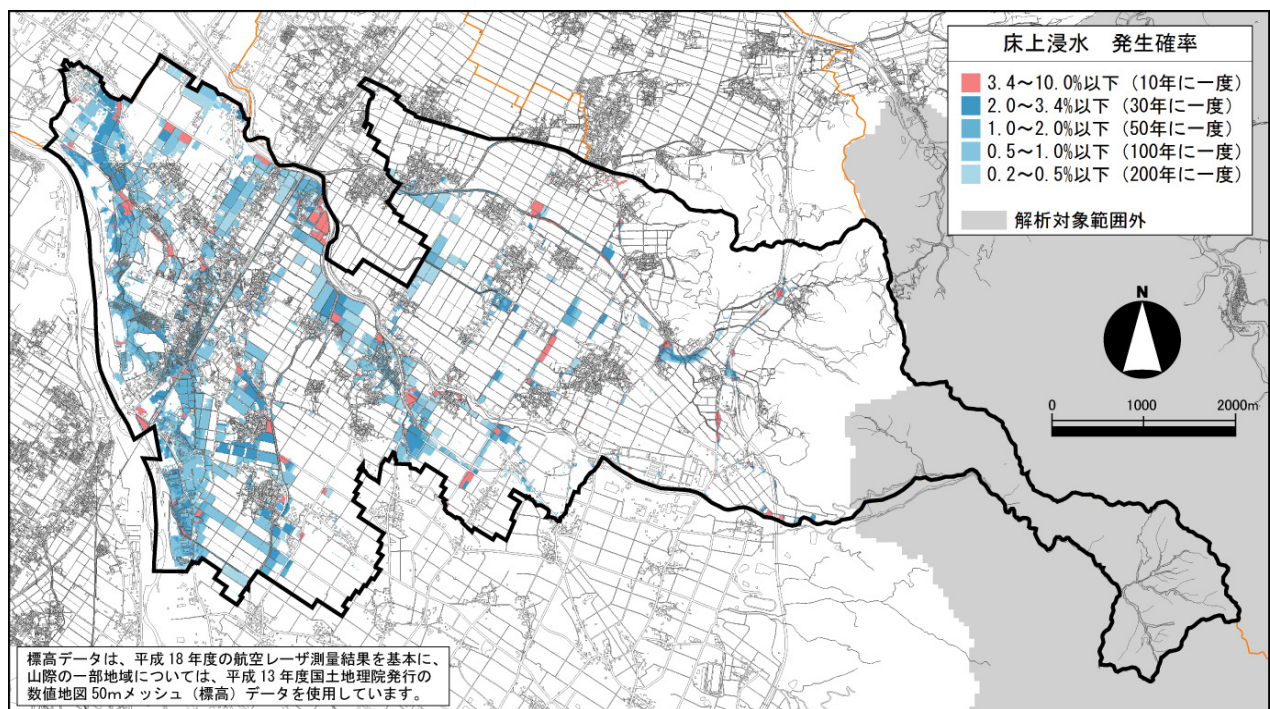
(4) 家屋流失の発生確率



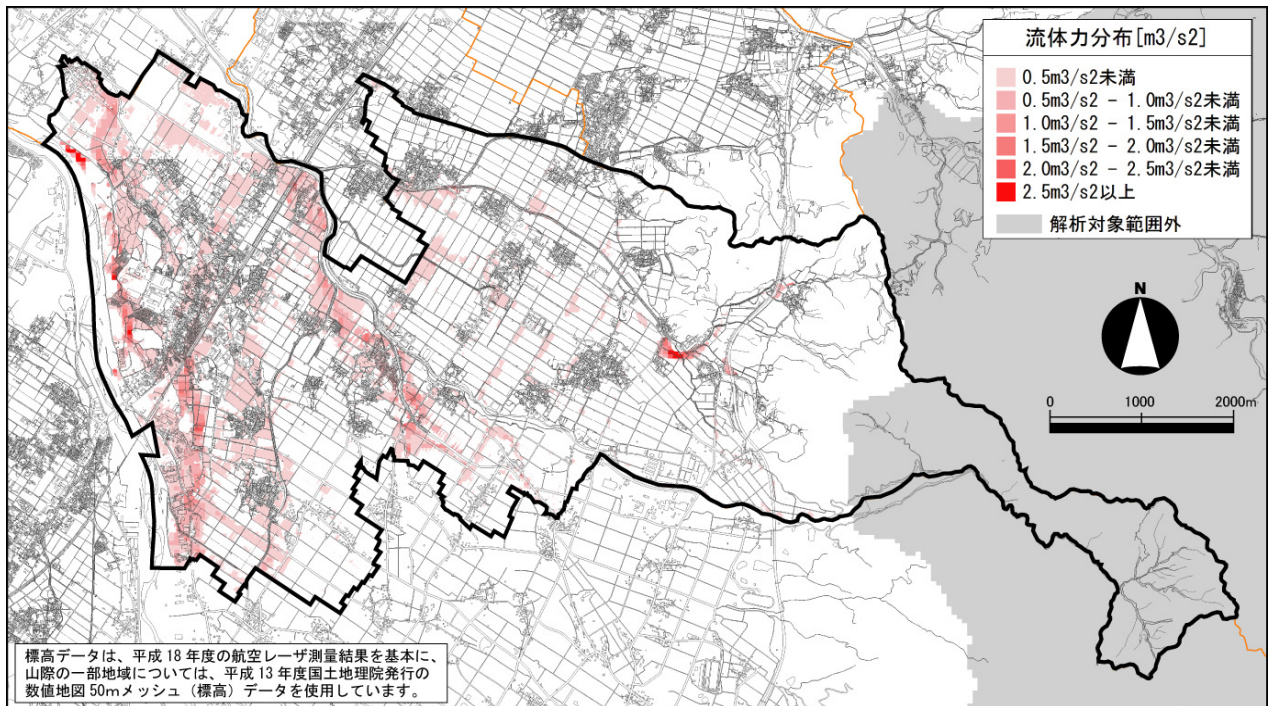
(5) 家屋水没の発生確率



(6) 床上浸水の発生確率



(7) 流体力分布



## 12 愛荘町の災害相互応援協定

## 愛荘町の災害相互応援協定

《市町村間》

令和元年 12 月 20 日現在

No.	相互応援協定名	協定締結先	協定締結年月日	協定内容
1	災害時相互応援協定	栃木県那珂川町	平成 19 年 10 月 10 日	全般
2	災害時相互応援協定	群馬県東吾妻町および徳島県藍住町	平成 25 年 9 月 14 日	全般
3	災害時相互支援協定	鳥取県中部定住自立圏と湖東定住自立圏	平成 25 年 10 月 17 日	全般
4	災害時の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局滋賀国道事務所	平成 24 年 5 月 9 日	資機材・派遣隊
5	災害時相互支援協定	京都府町村会、大阪府町村長会、兵庫県町村会、奈良県町村会、和歌山県町村会	平成 24 年 4 月 16 日	全般
6	東近江の防災に関する協定書	東近江行政組合構成市町(東近江市、近江八幡市、日野町、竜王町)	平成 24 年 10 月 1 日	全般
7	災害時相互応援協定	奈良県斑鳩町	平成 25 年 12 月 17 日	全般
8	災害時相互応援協定	県内 6 町	平成 28 年 10 月 11 日	全般

## 愛荘町の災害相互応援協定

《民間機関》

令和 7 年 6 月 23 日現在

No.	相互応援協定名	協定締結先	協定締結年月日	協定内容
1	災害時における生活物資の供給に関する協定	生活協同組合コープしが	(平成 17 年 1 月 13 日) 平成 25 年 12 月 25 日 愛荘町	生活物資の供給
2	災害時における飲料の提供協力に関する協定書	コカ・コーラ ウェスト(株)	平成 19 年 7 月 26 日	飲料の提供
3	災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定	滋賀県電気工事工業組合	平成 20 年 9 月 5 日	公共施設における電気設備の応急復旧
4	災害時における生活物資の確保および調達ならびに応急救援活動への応援に関する協定	彦根市・犬上郡・愛知郡商工会	平成 21 年 1 月 26 日	生活物資の供給 応援救援活動
5	災害時における飲料供給に関する協定	中島商事(有)	平成 21 年 9 月 1 日	ミネラルウォーター(水)
6	災害時における物資配給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	平成 21 年 9 月 1 日	生活物資等の供給
7	災害時におけるエルピーガス供給に関する協定	社団法人滋賀県エルピーガス協会愛知支部	平成 21 年 10 月 29 日	エルピーガスの供給
8	災害時における物資の供給に関する協定	彦根青年会議所	平成 23 年 8 月 31 日	生活物資品(全般)
9	一時避難場所施設利用に関する協定書	日本電産(株)滋賀技術開発センター	平成 27 年 1 月 29 日	一時避難場所施設利用
10	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	(株)平和堂	平成 27 年 3 月 26 日	生活物資の供給
11	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会	平成 27 年 12 月 8 日	福祉避難所の設置
12	地域の見守りネットワークに関する協定	生活協同組合コープしが	平成 27 年 12 月 16 日	収集された被災者の避難状況 緊急車両の提供
13	災害発生時における愛荘町と愛荘町内郵便局の協力に関する協定	日本郵便(株)	平成 27 年 12 月 16 日	被災者の郵便物配送
14	災害時の医療救護活動	彦根医師会	平成 28 年 2 月 22 日	医療救護活動、応急措置、被災者等カウンセリング
15	災害時の医療救護活動	彦根薬剤師会	平成 28 年 2 月 22 日	医療品等の確保・供給、調剤および服薬指導
16	災害時における消火水等の供給協力	湖東生コン協同組合	平成 28 年 7 月 27 日	消防用水又は生活水の供給
17	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人日野友愛会	平成 29 年 3 月 29 日	福祉避難所の設置
18	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定	新江州(株)セツカートン(株)	平成 29 年 7 月 13 日	避難所の設営支援
19	災害活動支援に関する協定	(株)プロクルー	平成 30 年 7 月 25 日	ドローン、操作人員の派遣、その他災害活動に必要な支援
20	棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	滋賀県葬祭事業協同組合	平成 30 年 10 月 22 日	棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供、遺体の搬送ほか
21	災害活動支援に関する協定	京屋クリーニング(有)	平成 31 年 2 月 4 日	避難者及び災害救助従事者のクリーニング及び集配
22	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	令和元年 6 月 28 日	各種災害の情報提供に関し、協力して相互連携
23	燃料の安定供給の協力に関する協定	(有)宮川石油	令和元年 11 月 26 日	災害時の円滑な燃料供給
24	災害時における仮設トイレの保管、設置および応急給水に係る救援協定	イーサービス愛知川(有)	令和 4 年 5 月 27 日	災害時における仮設トイレの保管、設置および応急給水に係る救援

25	災害時における建設機械等の調達の支援に関する協定	滋賀建機(株)	令和4年8月9日	災害時における建設機械等の調達の支援
26	大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する協定	関西電力送配電(株)	令和4年9月30日	大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力
27	災害時における物資輸送等に関する協定	福山通運(株)	令和5年11月14日	災害時における物資輸送等
28	損害調査結果の提供および利用に関する協定書	三井住友海上火災保険株式会社	令和7年5月19日	水害時における損害調査結果の提供
29	災害時等における施設利用の協力に関する協定	(株)ダイナム	令和7年6月23日	災害時に敷地の一部を提供（町が災害対応等に活用）

愛荘町公共事業の町外業者に対する災害時応援協定

令和元年12月20日現在

No.	業者名	住所	協定締結年月日	協定内容
1	(株)丸屋建設彦根支店	彦根市長曾根町 9-22	平成 22 年 7 月 9 日	災害時における応急救援活動への応援
2	岐建(株)滋賀支店	彦根市大東町 4-20	平成 22 年 7 月 12 日	
3	晶和電気工業(株)滋賀営業所	甲賀市水口町三大寺 83-1	平成 22 年 9 月 15 日	
4	福永産業(株)	草津市追分町 704	平成 22 年 9 月 15 日	
5	三友工業(株)湖東営業所	東近江市八日市緑町 37-6	平成 22 年 9 月 15 日	
6	(株)伊藤組	彦根市小泉町 78-21	平成 22 年 10 月 8 日	
7	大宝柵木(株)	甲賀市土山町大野 2637	平成 22 年 10 月 8 日	
8	(株)サンロード	近江八幡市緑町二丁目 1105-30	平成 23 年 2 月 10 日	
9	大橋電設(株)	近江八幡市東横関町 249-2	平成 23 年 2 月 15 日	
10	(株)笹川組	大津市打出浜 13-15	平成 23 年 2 月 25 日	
11	東洋熱工業(株)滋賀営業所	大津市晴嵐 1-1-10	平成 23 年 2 月 25 日	
12	村防工業(株)	東近江市上平木町 1850-1	平成 25 年 2 月 25 日	
13	東邦電気産業(株)	野洲市大篠原 2130-2	平成 23 年 6 月 1 日	
14	(株)明豊建設	長浜市加納町 349	平成 24 年 6 月 1 日	
15	(株)藤田工務店	彦根市正法寺町 77-1	平成 24 年 6 月 2 日	
16	(株)淡海建設	東近江市中岸本 691-2	平成 24 年 6 月 1 日	
17	(株)秋村組	彦根市長曾根町 9-22	平成 24 年 10 月 19 日	
18	太信建設(株)	東近江市沖野三丁目 191-2	平成 25 年 8 月 19 日	
19	(株)奥田工務店	蒲生郡日野町松尾五丁目 1	平成 25 年 8 月 27 日	
20	アケボノ特機(株)	彦根市芹川町 593-1	平成 25 年 11 月 13 日	
21	滋賀工業(株)	長浜市大辰巳町 33	平成 25 年 11 月 29 日	
22	奥儀建設(株)	東近江市岡田町 81-1	平成 26 年 7 月 24 日	
23	(株)テクノミツボシ	甲賀市水口町本丸 3-45	平成 26 年 9 月 4 日	
24	丸山建設(株)	彦根市三津町 371-5	平成 26 年 11 月 25 日	
25	マルイエンジニアリング(株)	守山市下之郷二丁目 5-18	平成 26 年 11 月 27 日	
26	(株)大塚工務店	長浜市八幡東町 40	平成 27 年 2 月 13 日	
27	川瀬産商(株)	長浜市勝町 113-1	平成 27 年 12 月 25 日	
28	長住建設(株)	長浜市戌亥町 1001	平成 28 年 11 月 9 日	
29	(株)長岡建設	東近江市五個荘竜田町 707-2	平成 28 年 11 月 9 日	
30	(株)興亜滋賀支社	野洲市小篠原 1918-1	平成 30 年 2 月 20 日	
31	(株)藤尾設備工業所	草津市追分 2 丁目 16 番 16 号	平成 30 年 2 月 20 日	
32	(株)ニシデン	東近江市沖野三丁目 8 番 31 号	平成 30 年 2 月 20 日	
33	大輝建設(株)	彦根市南川瀬町 719-1	平成 30 年 2 月 27 日	
34	(株)ヨロキ・テクノス	彦根市大藪町 715-13	平成 30 年 2 月 28 日	
35	(株)大兼工務店	東近江市佐生町 150	令和元年 12 月 16 日	

### 13 災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（案）

#### 災害時における応急救援活動への応援に関する協定書（案）

愛荘町長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と○○○○ 代表 ○○ ○○（以下「乙」という。）とは、地震・風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）および愛荘町地域防災計画に基づく応急救援活動を迅速かつ円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

##### （応急救援活動の要請）

第 1 条 甲は、災害時における応急救援活動として、公共土木施設（甲が管理する道路、河川、建築物、工作物等をいう。）の応急復旧、人命救助、被災住宅の応急修理等に土木資機材、労力等を活用する必要があるときは、乙に必要な協力を要請することができる。

##### （協力）

第 2 条 甲が乙に供給を要請する土木資機材、労力等は、おおむね別表に掲げるものとする。なお、乙は、前条の要請があったときは、その趣旨に従い、乙が所有かつ供給可能なものについて出来る限り甲に協力するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、乙は、当該法令の規定に従い、必要な協力を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、応急救援活動への乙の協力については、甲乙協議の上、決定するものとする。

##### （要請の手続）

第 3 条 甲は、災害時における応急救援活動を実施するため乙の応援を要請する必要があると判断したときは、応急救援活動要請書（別記様式第 1 号）により、要請の手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに災害応急救援活動要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受託する場合は、応急救援活動要請受託書（別記様式第 2 号）を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により返答し、事後速やかに災害応急救援活動受託書を提出するものとする。

##### （費用の負担）

第 4 条 第 2 条に規定する要請に要した費用は、甲の負担とし、その額については、災害発生時における地域の通常取引事例を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 前項に規定するもののほか、この協定による応援活動に要する経費については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害の賠償)

第5条 この協定に基づき乙が実施した応急救援活動により損害が生じた場合、その損害の賠償の責については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害補償)

第6条 この協定に基づき乙が実施した応援活動および応急救援活動により、乙が負傷、疾病または死亡した場合には、愛荘町消防団員等公務補償条例（平成18年2月13日条例第138号）の規定により、甲が補償するものとする。ただし、当該損害が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者からの損害賠償を受けたときは、同一事故については、甲はこれらの額の限度において補償の責を免れる。

(連絡責任者)

第7条 第2条の要請に関する事項の連絡責任者として、甲においては町の災害担当所管課長を、乙においては△△△△ △△△△をそれぞれ指定するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から5年間とする。

2 前項の期間満了の日の1箇月前までに甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、この協定をさらに1年間延長するものとし、以後の期間についても、また同様とする。

(防災訓練への参加)

第9条 乙は、この協定に基づく応援活動が円滑に行えるよう、甲が行う防災訓練に参加するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の発効)

第11条 この協定は、○○◇◇年◇◇月◇◇日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

○○◇◇年◇◇月◇◇日

(甲) 愛知郡愛荘町愛知川72番地

愛荘町長 ○ ○ ○ ○ 印

(乙)



様式第1号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

愛荘町長名



## 応急救援活動要請書

災害時における生活物資の確保および調達ならびに応急救援活動への応援に関する協定書第3条第1項の規定に基づき、次のとおり応援を要請します。

- 1 応援の区分
  - (1) 人命救助のための土木資機材および労力
  - (2) 公共土木施設の応急復旧
- 2 災害の状況および応援を必要とする理由

### 3 応援要請内容

区 分	内 容
活動内容	
活動期間	
活動場所	
機械の種類・数量	
資機材の種類・数量	
労力の内容	
その他	

連絡責任者： 氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

愛荘町長 様

応援者

所在地

名称

代表者

印

### 応急救援活動要請受託書

年 月 日付け 第 号で要請のありました応急救援活動について、次のとおり受託します。

#### 1 応援の区分

- (1) 人命救助のための土木資機材および労力
- (2) 公共土木施設の応急復旧

#### 2 応急要請の内容

区 分	内 容
活動内容	1 要請書のとおり 2 変更点_____
活動期間	1 要請書のとおり 2 変更点_____
活動場所	1 要請書のとおり 2 変更点_____
機械の種類・数量	1 要請書のとおり 2 変更点_____
資機材の種類・数量	1 要請書のとおり 2 変更点_____
労力の内容	1 要請書のとおり 2 変更点_____
その他	1 要請書のとおり 2 変更点_____

#### 3 現場の責任者

役職・氏名

連絡先